議事日程

平成27年9月8日(火曜日)午前9時01分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

1番 足立初雄君

4番 鈴木重一君

7番 鈴木雅史君

10番 大嶽 弘君

13番 丸 山千代子 君 16番 浅 井 武 光 君

欠席議員(0名)

2番 伊與田 伸 吾君 3番 稲 吉 照 夫 君

5番 杉浦 あきら君 6番 志賀恒男君

8番 中根久治君 9番 酒向弘康君

 11番
 池
 田
 久
 男
 君
 12番
 笹
 野
 康
 男
 君

 14番
 伊
 藤
 宗
 次
 君
 15番
 水
 野千代子
 君

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 大須賀一誠 君 副 町 長 成瀬 敦 君 長 小野伸之君 企 画 部 長 大竹広行君 教 育 総務部長山本富雄君住民こども部長山本茂樹君 健康福祉部長 大 澤 正君環境経済部長清水 宏 君 近 藤 建 設 部 長 学君 教育部長小野浩史君 企業立地監志賀幸弘君 消 防 長 壁谷弘志君 総務部次長兼 企画部次長兼 平松寛昭君 林 敏 幸 君 企画政策課長 税務課長 健康福祉部次長 環境経済部次長 山下明美君 伊澤正美君 兼福祉課長 兼水道課長 建設部次長兼 教育部次長兼 伊澤勝一君 羽根渕闘志君 区画整理課長 学校教育課長 会計管理者兼 消防次長兼 牧野洋司君 本 田 稔 君 消防署長 出 納 室 長

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長桐戸博康君

○議長(浅井武光君) 皆さん、おはようございます。 早朝よりの御審議、御苦労さまであります。 ここで、お諮りをいたします。

本日、議場内において議会だより用の写真撮影をするため、企画政策課職員が議場内 にカメラを持ち込みたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(浅井武光君) 異議なしと認めます。

よって、企画政策課職員が議場内にカメラを持ち込むことに許可をします。よって、 写真撮影は質問者を随時撮りますので、よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本 日の会議を開きます。

開議 午前 9時01分

○議長(浅井武光君) 本日、説明のため出席を求めた理事者は20名であります。 議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長(浅井武光君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、15番 水野千代子君、 1番 足立初雄君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長(浅井武光君) 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問 回数の制限は行いません。

答弁時間も30分以内とします。

質問者も答弁者も要領よく簡潔明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようにお願いをいたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

初めに、8番、中根久治君の質問を許します。

8番、中根君。

○8番(中根久治君) おはようございます。

このすばらしい発言台をプレゼントしていただきまして、まずはありがとうございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問をしてまいります。

初めは、有線テレビ放送の公営競技の中継の功罪についてお聞きします。

青少年保護育成条例という条例が長野県を除いて全国の都道府県に制定されております。青少年の置かれている環境は、雑誌、テレビ、インターネットなどによる情報があふれ、子どもたちの健全な情報選択の能力さえ麻痺させているのが現状です。その中で、幸田町でもこの3月からテレビで競艇中継が見られるようになりました。昭和30年8月に始まった蒲郡競艇はことしで60年でございます。私も父に連れられ、また、もとの町長に連れられよく見学に行きました。レース前のモーターの音、アナウンス、それ

から観衆のざわめき、特に予想屋のだみ声なんていうものはわくわくさせる環境でございます。それが今、その現場がテレビ放送で生中継されております。有線テレビの放送と契約しておれば誰でも見られるようになりました。もちろん青少年もそうです。蒲郡競艇はスポーツではなく公営のギャンブルです。私は公営のギャンブルをいつまでも生中継する有線テレビ放送のあり方に青少年の健全育成を願う1人として目くじらを立てております。一般論として、有線テレビ放送は有料であり放送会社と契約しなければ見ることはできません。ですから、その放送会社が公営競技の中継をすることについてどうのこうの言うものではありません。幸田町においても三河湾ネットワークが蒲郡競艇の中継をしております。これも一般論としては口を挟む余地はありません。しかしながら、幸田町はこの三河湾ネットワークの株式を持ち配当金も得ております。いわば株主として経営に参加していることになります。税金を投入して株主になっているという立場で公営競技の中継についてお考えをお聞きするものです。もちろん、私も三河湾ネットワークと契約しテレビからインターネットまで利用させていただいております。私には大変な情報源でありまして、多くの番組はとてもよくできていると、そのように私は思っております。

まずは、幸田町と三河湾ネットワークのかかわりについてお聞きします。幸田町の出 資額と、その割合と配当金、契約世帯数とその割合について、蒲郡市との比較でお願い をしたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 企画部長。
- ○企画部長(大竹広行君) まず、出資額につきましては幸田町は500万円で、その割合は1.4%でございます。蒲郡市は2,000万円で、その割合は5.6%となっております。配当金につきましては、幸田町は持ち株が100株で13万円、蒲郡市は持ち株400株で52万円となっております。蒲郡市は出資額、配当金とも幸田町の4倍となっております。また、受信契約世帯については26年度末で幸田町は1万4,084世帯中、テレビ契約が8,939世帯、63%となっております。蒲郡市は3万1,195世帯中、テレビ契約が8,670世帯で28%となっております。

以上でございます。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) テレビ契約数で言えば幸田町のが上回っておるような、%で言えば 感じがしております。蒲郡競艇の生中継は平成27年3月1日から幸田町でも視聴可能 となりました。幸田町には事前にどのような報告がありましたか。蒲郡競艇の公式サイ トによれば、三河湾ネットワークでのテレビ中継は蒲郡のみとなっております。幸田町 まで拡大された経緯についてお聞きするものであります。幸田町としては番組内容につ いては発言できる場があるのでしょうか、ないのでしょうか。それについてもお願いを します。
- ○議長(浅井武光君) 企画部長。
- ○企画部長(大竹広行君) 平成14年4月に三河湾ネットワークが幸田町にもエリアを拡大、開局し、幸田町と蒲郡市の情報を提供するコミュニティーチャンネルとして視聴されてきております。また、蒲郡市でボートレースを中継している時間帯は当初アナログ

回線のため別メニューで幸田町用に特別の番組編成を行い放映をしてきておりました。 蒲郡市は、スマイルチャンネルの放映をやめてかわりにボートレースを放映しておりま した。こうした中、平成23年7月の地上波アナログ放送終了に伴い、デジタル放送と あわせてアナログに変換をした放送も行ってきておりました。ことし3月にそのデジア ナ変換も終了することになり、番組編成の共通化と地デジ2チャンネルから地デジ4チャンネルとしたい旨、平成26年12月26日付で三河湾ネットワーク株式会社から要 望書の提出がありました。その理由といたしましては、町内加入者からの要望と、蒲郡市と幸田町の異なる番組放映による経費の増の解消と、放送事故等のリスクの軽減であ りました。また、幸田町として番組内容について発言の場があるかということでありま すけれども、三河湾ネットワーク株式会社の組織であります放送番組審議会の委員となっております。

以上でございます。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 幸田町は蒲郡競艇を主催する者ではありません。その中で、幸田町での蒲郡競艇の中継の狙いは何か。ただ1つですね。これは競艇ファンの拡大、もうそれを狙っておるものにしかほかには考えようがありません。競艇中継することにより、興味を持ち投票する客をふやしたいというところにあります。出資者として競艇中継の幸田町内視聴拡大に、特に青少年の健全育成の立場からどのように考えておられるかお聞きしたいと思います。お願いします。
- ○議長(浅井武光君) 企画部長。
- ○企画部長(大竹広行君) まず、出資者の視点といたしましては、番組編成を一本化することにより効率的な事業運営が行えるため経費の削減につながると考えております。また、従前の地デジ2チャンネルの場合は幸田町への放映はメーンチャンネルがスマイルチャンネル、サブチャンネルがテレビショッピングとなっておりました。今回チャンネル数が2チャンネルから4チャンネルにふえることにより、ボートレースの放映をしても町の情報発信への影響はなくなることになりました。三河湾ネットワークでは、ボートレース中継については自社の番組放送基準に照らし問題ないとの見解を持っておられます。また、NHKを初め各テレビ局がそれぞれに番組放送基準を持ってそれに照らし合わせて地上波等でも公営競技を放映しているのが現状でございます。また、町内加入者からのボートレース中継の要望に応えることによりまして、三河湾ネットワークの顧客の拡大にもつながる可能性があり、また、より多くの町民の方に行政情報を伝えることができるようになるというふうに考えております。
- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) ただいまお答えいただいた中で、ちょっと1つ足りないなと思った のは、特に青少年健全育成の立場からどのように考えられていますかという質問でござ いますので、その点についてふれていただきたいと思います。
- ○議長(浅井武光君) 企画部長。
- ○企画部長(大竹広行君) 特に青少年健全育成の立場での答弁ということでございます。 出資者は幸田町であるわけですけども、先ほど言いましたように三河湾ネットワーク

株式会社が持っている番組放送基準の第1章及び第2章に、児童・青少年に与える影響 配慮等の規定があり、それに照らし合わせて放送しているということでありますので、 町としてはそれ以上の考えは持っておりません。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 三河湾ネットワークの経営上の問題という部分が幸田町で蒲郡競艇 の生中継をするようになったと。もちろんそういうことになると思いますので、そこの ところに一つ一番欠けているのが青少年に対する影響はどう考えるかという部分をぜひ 考えていただきたいというふうに私は思っております。

今、話に出ました三河湾ネットワークの番組放送基準というのは、番組放送審議会というものを持っておりますのは確かでございますが、幸田町からもこの審議会に参加していると思いますが、どのような方がどのように参加されているのか。また、教育委員会としてその参加する意思があったか、ないか。または教育委員会が参加しているかどうかもわかりませんが、その辺についてお願いをします。

- ○議長(浅井武光君) 企画部長。
- ○企画部長(大竹広行君) 三河湾ネットワーク株式会社では、放送法の規定に基づき自社 で放送番組審議会規定を定め番組審議会を設置しておられます。審議会の委員は7名で 構成をされております。年に3回審議会が開催をされております。

審議会委員の7名の構成でございます。幸田町が商工会会長、幸田女性の会会長、町の行政の企画政策課長の3名でございます。蒲郡市が商工会議所の専務理事、女性団体連絡協議会会長、行政の秘書広報課長と、あと蒲郡市の市議会議員の4名となっております。以上の7名で構成をされております。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 教育委員会として参加すべきではないかなというふうな考えをいまだに持っておりますので、答弁いただけたらお願いしたい。
- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 三河湾ネットワーク株式会社の番組審議会でございますので、 その人選と言いますか、どういう方々に当たっていただくかは三河湾のほうでお決めに なるということだと思いますので、私どものほうからぜひ入れてくれというものでもな いかというふうには思っております。
- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 三河湾ネットワークの番組放送基準には、確かに児童及び青少年への配慮という項目は当然ございます。しかし、公営ギャンブルの生中継は児童及び青少年への配慮の項目に入っておりません。幸田町教育委員会として公営ギャンブルの生中継は児童及び青少年への配慮すべきことであるいかないかということの認識についてお願いをします。幸田町も出資している三河湾ネットワークの競艇中継についての見解でございますので、お願いをします。
- ○議長(浅井武光君) 教育長。
- ○教育長(小野伸之君) 公営ギャンブルの生中継を青少年が視聴するということについて 健全育成という観点から好ましいことではないというふうに認識しております。今問題

になっている三河湾ケーブルの公営ギャンブルですが、これをいつどこで視聴するかということから考えますと、まず三河湾ネットワークの個々に契約を交わした、先ほどでいきますと幸田町でいくと63%の家庭がそれを視聴することができる。さらに、その番組を青少年に見せるか見せないか、それぞれの家庭で判断されていくものであると思っています。しかし、先ほど来話題になっているように情報を提供している側の責務として、これが青少年の健全育成の観点から何らかの配慮がなされるほうが好ましいというふうに考えております。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 幸田町のホームページを見ますと、やはり幸田町のホームページも広告掲載基準というものがございまして、その中に規制業種というのがございます。それは賭博にかかわる業種のことを意味しておりますね。現在、三河湾ネットワークは幸田町のホームページに広告を出しております。これをクリックすると蒲郡のモーターボートのページに入ってきます。蒲郡競艇が賭博であるかないか。あるとすれば、この広告は広告掲載基準に当てはまるのではないかというふうに考えておりますが、見解をお願いします。
- ○議長(浅井武光君) 企画部長。
- ○企画部長(大竹広行君) まず、ボートレースそのものは、もともと戦災からの復興支援と地方財政の改善を目的としてモーターボート競走法に基づき総務大臣が認める公営競技であります。その売上は地方財政に大きく貢献をしております。ボートレースは、一般論とすれば賭博の中の公営競技に位置づけられますけれども、公営であり、先ほど言いましたモーターボート競走法という特別法で認められた賭博であります。また、ホームページに掲載する広告は要綱の第3条により、社会的に信用度が高く、法令遵守、品位を損なわず信用性、信頼性を保つことが求められておるのは事実でございます。ただ、三河湾ネットワーク株式会社自体がこの広報掲載基準第3条第4号に該当するというふうには考えておりません。また、ボートレース自体も先ほど言いました法の特別法で総務大臣に認められた公営競技でありますので、これもまた基準の第3条第4号の賭博には該当しないというふうに考えております。
- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 確認をしますが、蒲郡モーターボートレース・競艇は賭博ではない と、そういう解釈で行かれるということですか。再度お願いします。
- ○議長(浅井武光君) 企画部長。
- ○企画部長(大竹広行君) 繰り返しになりますけども、一般論では賭博ではありますけど も特別法で認められたものでありますので、その点が少し違うということで御理解いた だきたいと思います。
- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) この公営ギャンブルが賭博であるかないかという考え方は、まさに このような形で世間は動いていっておるわけでありまして、そのうち日本もカジノ大国 になろうとしているこの状態の中で公営ギャンブルというのはあくまでも賭博なんだと いうことを、公認の賭博ですよね。そういうものなんだということを認識していかない

と、こういうことはますます蔓延してくるかなと思っております。いわゆるギャンブル依存症と言うんですか、それがふえたり、青少年への悪影響、治安悪化などというのが当然公営ギャンブルによる副作用なんです。幸田町の競艇の中継もじわじわとならされてきて副作用などに関心が薄れてこないかなということを私は心配しております。賭博というのは百害あって一利なしというふうに私は思っておりますので、そういった基準点から考えていかないと、この三河湾ネットワークの放送基準をこれでよしとしていくのかということについては、行政も教育委員会のほうももう少し真剣に考えていただかないと幸田町民の青少年が将来どうなるかということを考えていただきたいと思います。当然先ほど言いましたように、なぜ中継するかと。中継の目的が、これは競艇ファンをふやすためだけですよ。ほかに目的はありません。ですから、競艇のファンをふやす、そのことを是とするか、非とするか、その辺のところの考え方をきちっとしていただきたいと思っております。これからの幸田町の人づくりに大きな責任を持つ教育委員会からの声を期待したいと思いますので、今後の幸田町の具体的な取り組みについてお願いをします。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 子どもたちを取り巻く情報化の波は、今おっしゃっていただきましたようにギャンブルという一面というふうに捉えなくともいろいろないわゆる害がある情報もあれば、ためになる情報もたくさん入りまじっているこの世の中になりましたので、具体的な私どもの今後の取り組みといたしましては、携帯電話、スマートフォンなどによって子どもたちがいろいろな情報を得ていく中での悪影響をどのように防止をしていこうかというような取り組みを今取り組んでおります。この27年2月には幸田町の小中学校PTA連絡協議会によりまして、携帯電話、スマートフォン等の利用についてのガイドラインというものをつくっていただきまして各家庭に配布をいたしました。これは保護者の方々が子どもたちのためにしたいことというようなことと題しましての講演会等も含めまして徹底を図っていただいておるところであります。いずれにいたしましても、情報技術の進展がこの15年で一気に進んできましたので、いろいろな情報が錯綜している中で子どもたちも上手にこのIT社会と一緒に育っていかなければならない部分等ありますので、そうしたことを地道にやっていくことが大事だというふうに考えております。
- ○議長(浅井武光君) 企画部長。
- ○企画部長(大竹広行君) 青少年健全育成の立場ということで、先ほど言いました行政の中に番組審議会の委員が入っておりますので、番組審議会の中でまた発言をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。
- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) よろしくお願いをしたいと思います。

今、テレビでもたばこの広告はなくなりましたよね。酒もだんだん表現の仕方を規制するという方向に向いております。酒もたばこもそうです。それなのに幸田町では蒲郡競艇がだーだーだーと無料で見られる状態が起きておる。これでもう競艇ファンがふえなかったらおかしいぐらいの状態でございますので、その辺についてやはり審議会

のほうを通して子どもの目に触れるものとふれてはいけないものの区別がきちっとできるような審議会になっていただきたいと私は要望をしますので、そういう発言をしていただけるというふうに今言われましたので期待をしております。よろしくお願いします。 続いては、地域公民館の現状と課題ということについてお聞きします。

町民会館や中央公民館など広く町民が利用するものと、地区の公民館とコミュニティーセンターやコミュニティーホーム、憩いの家など、主に地域の人々が利用する施設が幸田町にはたくさん存在します。それぞれの公民館とかコミュニティーとか呼び方が違うのはつくられた目的が違うからです。今回は公民館を例に取り、これらの施設が本来の目的に合った活用がされているかについての検証をしていきたいと思います。

公民館は集会場として使われるコミュニティーセンターやコミュニティーホーム、憩いの家などの公共施設とは同じではありません。公民館だけは社会教育法による社会教育に特化した施設であります。社会福祉教育施設と社会教育施設の違いについての見解をお聞きしたいと思います。

公民館以外は、地方自治法の244条の規定によりつくられてきております。公民館は、これは社会教育法の規定でつくられております。公民館類似施設というのがなお町にはあるかないかについても、ついでにお願いをします。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 町内には、各公の施設ということで施設があるわけでありますけれども、社会福祉施設といたしましては、本町には老人憩いの家などがありまして老人の憩いの場として、また、心身の健康保持と健康で安らかな社会参加を助長するための施設。老人憩いの家、あるいは老人福祉センターがございます。社会教育施設は住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化などを図る目的において、公民館、図書館、博物館というものがこうした例になるわけでありますが、広い意味で見ますとどちらも住民の福祉の増進を図る施設であるという認識ではおりますが、議員におっしゃっていただきましたように、社会教育施設につきましてはその利用に関しましても営利事業であるとか、政治、宗教にかかわることについての利用制限もあること等を鑑みまして、一定の区分がされた施設であるというふうに思っております。
- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 当然そのもとになる法律が違うわけですから目的も当然違うという ふうに私は認識をしております。

次に、公民館の管理・運営についてお聞きしますが、初めに、地区の公民館とコミュニティーセンターやコミュニティーホーム、憩いの家などの管理・運営の実態についてお聞きします。

社会教育法27条によれば、または平成15年に出された文部省の公民館の設置及び 運営に関する基準の8条によれば、公民館の館長は必ず置くべき職員となっております。 幸田町公民館管理規則にも館長の役割がきちんと示されております。現在、中央及び地 域の公民館長についてはどういうふうになっていますか。社会教育法第28条の館長の 任命についての条文があります。館長は教育委員会が任命することになっておりますが、 幸田町における館長の任命の仕方について中央公民館も含めてお聞かせください。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 公民館と申しますと、中央公民館、そしてまた8つの地区公民館がございます。私どもの中央公民館につきましては、生涯学習課長が館長としての兼務辞令を受けております。地区にありますそれぞれの公民館の館長につきましては、主に区長や区長代理、そしてまた専任の館長を置いていただいている状況でございます。また、任命につきましては、中央公民館につきましては辞令において発令をされております。ただし、地区の公民館の館長につきましては委嘱行為等は行っておりません。
- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) これは社会教育法によってつくられてくる施設でありますので、教育法にのっとって考えれば公民館には館長が必要であると、このようにうたっておるわけですので、現状、任命もされない状態で、または教育委員会が任命するということもうたってあるわけですから、その部分が長い間欠けていますよね。ずっと欠けてきた状態、放置されてきた状態と言っていいです。そういうことは法律違反にはならないのか、法律に抵触しないのかということについてお願いをします。
- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 館長につきましては、自主的な管理をするということで、その役割を現実に果たしている方を館長という名称で置くことで法定にはクリアをされるということであります。現実的には区長さん、代理さん、そしてまたそれぞれの区で公民館の館長さんという方をお決めになっていただいておりますので、そうした利用、活用の面においては責任の一端を持っていただいている館長という立場にあるわけですが、議員におっしゃっていただきましたように、そういう任命行為ということはやはり法の遵守という意味では今後また必要だというふうに認識しておりますので、改めていくべきは改めさせていただきたいと思っております。
- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) まさにそのとおりでありまして、幸田町の公民館、中央公民館を含めて9つの公民館は館長が必要なんです。そういうふうにちゃんと法では書いてあります。でも、幸田町はそれは今は区長さんや区長代理さんやそういう方々に委任、委託しているのかわかりませんが、その委託、委任の仕方も曖昧であると。前年度からの引き継ぎ事項でそうなっているわけですが、それを誰が任命するか、任命権者の部分は教育委員会ということはうたってあるわけですので、教育委員会にそういう認識があるのかないのかについて、再度確認ですがお願いをします。
- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 私どもも旧来からのそうしたこれまでの幸田町の各地区にそれ ぞれの公共施設をつくっていくという経過も踏まえまして、各地区公民館という形で設置もされていた状況も含めながら、やはり公民館法に基づく施設ということであります ので、おっしゃっていただきましたように法のいわゆる館長という方を専任していくと いう形に改めさせていただきたいというふうに思っております。
- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) これは昭和四十何年に須美の公民館が最初にできましたよね。その

ときのこうた広報を見るとどういうふうに書いてあるかというと、コミュニティーセンターができましたとまず大きく書いてある。その下に須美公民館ができたよ。要するに、その当時の認識からもずっと今日まで公民館=コミュニティーセンター、まはたコミュニティーホームなんだ。集会場なんだという認識でもってずっとつながってきておりますので、公民館は社会教育法の公民館云々なんていう認識はございません、幸田町の中に。ないと言ったら怒られちゃう。少ないと私は思っておりますので、その辺はもう一度ここのところできちっと公民館というものを見直していただきたい。それは教育委員会の活躍する場であろうというふうに私は思っております。昭和30年代の文部省の公民館設置及び運営基準というものをよく見ますと、当時からずっと、最近どこでどうなったのかは私もわかりませんが、公民館の館長は専任であると。専任館長。専任である必要があるというふうに基準では書いてある、そういう告示がされております。ところが、中央公民館はそういう実態になっていないなと。今答弁がありましたように、これは生涯学習課長の兼務であるという状態でありまして専任ではない。中央公民館の館長は今までどういう状態であったか、その実態についてお願いをします。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 公民館の館長につきましては、私は先ほど公民館法と申しましたが社会教育法でございます。訂正させていただきます。

これまでの中央公民館の館長の実態ということでありますが、今の生涯学習課が入っております中央公民館の前も、以前も幸田中学校の体育館の下にあった時代も中央公民館でありました。そのときに館長がお見えになったかといいますと、このときも恐らく併任でされておったように記憶をいたします。単独での配置というのは現状と同じような状況でこれまでまいったのかというふうに考えております。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) そういう答弁でございますので、本当に公民館の館長で合わせて9人ですね。9人についてはぜひ役場職員など経験者を踏まえて、ぜひこの館長というものについていただけると公民館活動がさらに活発になるのではないかというふうに私は思っておりますので、よろしくお願いをします。

幸田町の公民館管理規則というものを読んでいきますと、公民館利用は毎年教育委員会に報告せないかんというふうに書いてあります。これはコミュニティーセンターとは違う報告義務でありますので、その規則の中に館長の報告義務というのがございますが、これについて幸田町は8つの地域公民館の利用状況などはどのように掌握されているのか。利用の人数、増減の傾向、利用目的などについての統計をお聞かせいただきたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 公民館の利用状況につきまして報告の有無でありますけれども、現状把握ができていないというのが現実でございます。公民館の日誌等を見させていただくということはありますけれども、現実の問題として報告をいただいておるという状況ではございません。
- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。

○8番(中根久治君) 私が疑問に思うのは、公民館がほかの集会施設とは違う法律に基づいて設置されているにもかかわらず、その管理・運営はほかの集会施設と同じだということなんです。町が財政面を含めて積極的に管理・運営にかかわるべきなのに集会施設の1つとして扱っているところが問題なんです。今の報告義務をほかのコミュニティーにもない、だから公民館にもそのことは考えてない。中央公民館だけは何か教育概要によって出ておりますがほかのものは一切ない、そういう現状なんだ。これは地区公民館の今の現状でございますので、その辺は改めていただきたいと私は思っております。

平成18年までは幸田町公民館等の建設及び管理に関する基準並びに補助金交付要綱というのがございました。その中で、それを見ても「公民館等」という表現がございますが、「公民館等」とは一体何かというと、これは地区集会場全ての施設を含みます。まさに、コミュニティーセンターも、公民館も、憩いの家も、みんな一緒なんだという認識で平成18年まで適用されておった幸田町公民館等の要綱でございます。それは国の法律も一部ちょっとふれておるなということは先ほど答弁していただきました。町の管理規則にも今言いましたように報告義務というところでは一切無視されております。平成19年から幸田町の公共施設の管理委託状況というのを読んでいても、相変わらず公民館はほかの地域公民館の施設と一緒です。公民館活動の活性化、地域文化の発展につなげるためには、地域公民館はほかの地域施設からは切り離して図書館や資料館、中央公民館と同じように社会教育法の中で生かすべきと考えておりますが、それについてお願いをしたいと思います。館長、もしくは管理人を常駐させて、いつでも地域住民が利用できるような体制にすべきと思っておりますので、お考えをお聞かせください。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 私も、今回御質問をいただく上で過去の歴史をちょっと調べてみる必要があるなと思いまして議会誌をちょっと見ておりましたら、昭和46年に幸田町公民館等の建設並びに管理に関する基準というものを見ました。このときのこの基準をつくったのは10年後を見越して各集落に一定の数の公共施設を設置していこうというようなことがあって、前の指定管理者ができる前に1種、2種というような分け方がありましたように、1種はおおむね学区に2カ所、それから2種、これはおおむね行政区に1カ所というような基準を設けて計画的に50年代の半ばまで本当に1年に4つ、3つと順々に各集落にそうした施設を置こうという認識でつくってきた背景もあり、その中でいろいろな補助金や起債を活用してつくるということもこの基準にうたわれておりますので、いわゆる目的がそれぞれの施設で違うようにありますけれども、老人憩いの家は老人施設、それから福祉施設は福祉施設、そうした中の一つとして、また公民館という位置づけの中で補助金等を活用して建築した経過が今こうした状況の要因にもつあるのかなというふうに思っておりますが、法を遵守する立場にあります私どもにつきましては、またさらに遵守を徹底していくような形で改めさせていただく部分は改めさせていただきたいというふうに思っております。
- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) ちょっと口の悪い言い方をさせていただきますが、とにかく公民館 やコミュニティーホーム、いろんな施設をつくるのにどんどん確かにできた時代がござ

います。それはどうやってつくってきたかというと、国の補助金が出る、だからつくろ うと。ですから、もらえる補助金は全部活用しよう。とりあえず全部つくろうという勢 いで目的や狙いとかそういうものは関係なく、これは文科省のほうが出してくれる補助 金だからこれを使おうじゃないか。これは厚生省が出してくれる補助金だからこれを使 おうじゃないかということでどんどん補助金を利用してとにかくつくろうと。とにかく できた。すばらしいことですよね、できたということは。町内にたくさんあります。見 事だなと思うんです。できたってことは間違いないです。本来の使い方をしてきたかと いうと、それはしてこない。特にほかの施設については言いませんが、公民館に関して は今言いましたように、これは社会教育法という法律からできた施設なんだという認識 がない。そこのところが私は一番いけないと思うもんですから、やはり公民館活動とい うものを私はいつも文化は町の品格であるというふうに言っておるんですが、文化の発 信地というのは公民館なんです。なぜ幸田町はこれほど文化の発信が弱いのかなと思え ば、行き着くところ公民館活動がとても脆弱であるというところに行き着くなと私は思 っておりますので、なぜそうなったのか。これは公民館もコミュニティーも全部幸田町 は一括補助金制度にしちゃって一緒なんだという扱いだからいけない。これはもう教育 委員会がもっと力を入れて主張すべきことは主張してもらいたいと私は思っております。 社会教育法を読んでおりますと、第34条にこういうことが書いておあります。公民館 の維持・運営のためには特別会計を設けることができると。要するに、公民館運営のた めの特別会計がつくれるんだというふうにうたってありますので、ぜひ幸田町も公民館 運営はほかのものの補助要綱の中に入れるのではなく、切り離して特別会計なども利用 しながら活発にしていっていただきたいというふうに思っております。地域の教育文化 の拠点としての公民館を充実するためには、人的にも財政面でも集会場の1つとしてで はなく、本来の公民館の目的を遂行するために新たな方針を示していただきたいという ふうに私は思っております。人的にもと言いましたのは、それは館長の問題です。今ま でずっと放ったらかし、財政的にも。これは先ほど言いましたように1つの括りの中で 補助要綱の中にも入ってしまって公民館は出てない、そういったところです。公民館の 集い、そこまででまずお聞きします。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) これまでもそうでしたように各地区では公民館を利用してレクリエーション事業だとかスポーツ事業が、それぞれの地区地区で華々しくやられたきたということも議会誌の中にもありますように、昭和44年に中央公民館が竣工されることになったわけですけれども、その前には7回にわたる社会教育表彰を幸田町社会教育が受けているというようなこともありましたので、先人の皆様方はそうした公民館活動に一生懸命取り組んでいただいて幸田町の礎を築いてきていただいた。中央公民館がなぜ幸田中学校の1階につくっていただいたか。その名のとおり中央にセンター機能的な形で当時は結婚式もできたような中央公民館をつくろうと。やっぱり地区公民館のセンター機能を有していた公民館であったというようにありますように今もそうであろうというふうに思っております。ただ、地区公民館におきましても管理、そしてまた整備の点につきましては、今後ともいろいろな面で内容を深めていく必要はあるというふうに

考えております。いろいろな講座だとか生涯学習に関係するようなことがさらに展開を できれば、さらに充実を図っていきたいというふうに考えております。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 今、答弁いただきましたようにいろんな講座ですね。講習会が活発に公民館を利用して行われるといいなというふうに思っております。公民館が集いの場であり学びの場となるための話でございます。ほかの市まちを例にしますとこういうのがございまして、地区生涯学習講座補助金等交付要綱という要綱があります。地区生涯学習講座補助金等交付要綱、これは何を言っておるのかなというと、要するに、公民館で講座を開いたり講習会をすると町のほうから補助金が出るよと、そういう制度でございますが、幸田町も地域公民館の活性化をするためには地区生涯学習講座等補助金交付要綱などというものの制度を考えていただけるとありがたいなというふうに私は思っております。幸田町では、現在どのような推進支援事業がありますか。それについてお願いします。
- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 今、生涯学習講座等に要する経費の費用を補助金というような 形で支援している自治体の例を教えていただきました。具体的にちょっと調べましたと ころ、みよし市のほうでそうした補助金が交付をされているようでありまして、補助対 象経費の2分の1で3万3,000円程度が上限で使っていただけるような仕組みをも たれているところであります。幸田町はそれと同様な補助メニューというものは持って おりません。大きく括ってコミュニティー活動の推進事業費補助金というような形で包 括をした形での支援助成という状況でございます。
- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) ぜひ教育委員会のほうに頑張っていただいて、幸田町もそういった 地域学習講座の充実を図るようにすればいいのではないかというふうに私は思っており ます。

文科省は、平成15年6月に先ほども言いましたが公民館の設置及び運営に関する基準というのを告示しております。平成15年6月でございまして、その前後の幸田町の公民館に関するような条例、規約を見ていますと、平成15年6月以降に規約改正をしたとかそういった部分が全然見当たらないんですよね。要するに、この15年という年度に文科省が告示をしてこういうふうに基準を変えますよと言ってから幸田町はそれに対して反応したかというと反応してない。要するに、平成12年なんか補足はありますが、飛んで今度は21年とか随分飛んでおりますけども、15年、16年、17年あたりに当然公民館の設置及び運営に関する基準の告示があったわけですから、町としての規約とか条例の中でそれが反応してなきゃおかしいぞと私は思うんですが、これは何の反応もなかったということについて、またはどっか反応したんだよということがあればそれについてお伺いしたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 今でもそうだと思うんですけれども、法改正が出ますと官報が 出まして、その改正所管課にはこうした改正が行われている、この改正に基づいて条例

を幸田町の条例が影響がある部分はここにあるというようなことで漏れのないような形での条例改正はしてまいったというふうに思っております。その脱漏しておる部分が何かという部分まではちょっとわかりませんが、今まではそうした形で参っておりますので、大きくこれが変わってないという部分は恐らくないというふうには考えております。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 細かいことですが、ぜひ公民館の設置及び運営に関する基準という のを再度きちっと読んでいただいて、あるべき方向に向けていただきたいというふうに 私は思っておりますので、よろしくお願いを申します。

最後に町長にお伺いしますが、子どものためには児童館がありますよね。いいなと思っております。年寄りには老人憩いの家というようなコンセプトもございます。それ以外に若い人も年寄りも一緒になって集まれるようなそういった場所の提供が必要ではないか、今後そう思うわけでございます。まずは、地域公民館やコミュニティーホームなどの利用の形態を一度見直していただいて、地域のきずなを深める施策をお願いしたいというふうに思いますので、その点についてのお考えをお聞かせください。

- ○議長(浅井武光君) 町長。
- ○町長(大須賀一誠君) 中根議員から公民館につきましていろいろお話しいただいたわけ でありますけれども、先ほど教育部長等々がお話ししたとおりでございます。過去の経 過から申し上げますと、先ほど話がありましたように幸田町の人口4万になろうとする まちの中に、これだけの公の施設があるということはほかにはないわけであります。隣 の西尾市は公民館とか地区の集会施設をつくるのに自分の地域でお金を出してつくって いる。そういう中で先人たちは地域に集会施設が何もない、補助金を活用して何とか持 ってきてここにつくりたい、その一心によって現在の施設があるだろうというふうに思 っております。その活用については、社会教育法、いろんな法律がございます。その運 用の中で抵触しないような活用を現在してきているというふうに思っております。要は、 館長という職なんですけども、その地域によって皆さんお決めになっているところが随 分ございます。それは地域の行政区の中でその施設、例えば公民館なり老人憩いの家に なるよう自分たちの施設としてうまく活用していこうということでやっていただいてい るわけでありまして、それで、その運用につきましては町からの補助金を出していると いうところでございます。先ほど申し上げたように、老人憩いの家だとか公民館はその 地域の皆さんが鍵をかけてしまうのではなくて、高齢者も若い人たちも自由に使えるよ うなそういう体制でもっていかなきゃいけないだろうなというふうに思っております。 地域によっては随分その辺も違います。自由に行って使えるところもあるし、会議をす るときに開けるだけだというようなところもあるしいろいろだと思いますけれども、そ の辺もしっかり一度討議してみたいなというふうに思っております。あくまでも地域の 実情に合った形で今後も運営をしていただきたい。法律に基づいて人を配置するような 現在余裕はございません。その地域がいろんな面でいろんな講座をやっております。い ろんな塾みたいなものをやっているところもありますし、そういう意味で活用していた だければ幸いであります。

それから、将来に向かいまして高齢者だとか児童館という名前を最近私はずっと使っ

ておりますけれども、児童館という名前を使いながら高齢者もそこに集い合えるような施設でいきたいな、そういう気持ちで児童館というふうに言っております。さらに、自由に若い人たちが使えるような、1つは町民会館等々、それから中央公民館は生涯学習センターとしての位置づけで現在動いております。私が社会教育課長をやっている時代から生涯学習センターとして、中央として出前講座なんかもいろいろ地区の公民館に行ってやっておりました。現在もいろんな講座をやっておりますけれども、新たに公民館活動というのは非常に重要でございますので、さらに教育委員会と詰めて実施してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) ありがとうございました。

ぜひそれぞれの地区の公民館ができて随分時間がたつ、ちょっと古くなってはきておりますが、中身が充実できるようにやっぱり文化の発信基地として公民館があるということが大事かなと思っておりますので、その点についてやはり社会教育法に基づいてできておる公民館だという認識のもとにぜひやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長(浅井武光君) 8番、中根久治君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時09分

○議長(浅井武光君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、伊藤宗次君の質問を許します。

14番、伊藤君。

○14番(伊藤宗次君) 改めて通告がしてございます3件について、順次質問をしてまいります。

まず、1番目に第6次幸田町総合計画の策定に当たって企画政策課が実施をしましたまちづくりアンケート結果について問うものであります。2014年12月1日から2015年5月31日までの6カ月間、幸田町に転入、転出をされた方を対象にまちづくりアンケートへの協力をお願いをし、転入689件中438件、63.6%の方がアンケートに回答をし、転出596件、その中の385件、67.7%の方から回答を得た結果がまとめられて議会に報告された内容から幾つかの問題で質問をするものであります。

まず第1は、アンケートの自由意見のまとめで、転入、転出者ともに多数の意見は、 幸田町のごみ袋の値段が高過ぎるということであります。まず第1に問うことは、この 多数の意見をどう受けとめているのか答弁を求めます。

- ○議長(浅井武光君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(清水 宏君) ごみ袋が高いという御意見につきましては、転入者のうち 11件の方、9%、転出者の方で9件、8%の方、計20件、9%の方から御意見をい

ただいております。このことに関しまして町としての考え方でございますけども、いわゆる手数料制をしいておることにより、いわゆる町としての一般財源の負担等の軽減が図られておるということに対して皆様方に十分意が伝わっていないというところを反省しておるところでございます。

- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 物はいいようで角が立つとは言いませんけれども、いろんな物の言い方があるわけなので、要は、件数がこの中でもあなた方と言うよりも企画政策課がまとめた内容の件数がそれぞれざっとあります。その中で全体としてごみの関係がトータルで32件、件数狭いじゃないかというような発想なのかどうかということなんですよね。この中で特徴的にあらわれている意見の集大成は、ごみ袋は他市まちに比べて幸田町は高過ぎるんじゃないか。これは転入、転出者共通の思い。だから、そうした点でどうなのかということをお尋ねしたい。あなたは手数料だというふうに言われておりますけれども、では、地方自治法ではごみ処理の関係は自治事務なのか、委任された事務なのか、委託された事務なのかどうなのか。まず委任、自治事務かどうか答弁がいただきたい。
- ○議長(浅井武光君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(清水 宏君) ごみ処理行政につきましては、各普通地方公共団体の責務 で行う自治事務でございます。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) ですから、言葉の遊びもあなたと一生懸命やっとっても無理だ。私がお尋ねしたのは自治事務かどうかと。自治事務かどうかという点で答弁がいただきたいということを申し上げておる。
- ○議長(浅井武光君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(清水 宏君) 自治事務でございます。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 自治事務、それは自治体の責任で処理をする事務及び事業だよ。それにかかわって自治法は自治事務にかかわる経費負担についてはどういうふうに定めておりますか。
- ○議長(浅井武光君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(清水 宏君) 普通公共団体の責務において行うこととなっております。
- ○14番(伊藤宗次君) そんなこと聞いたか。
- ○議長(浅井武光君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(清水 宏君) 普通公共団体の責任において費用負担するものというふう に理解をしております。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) つまり、私がお尋ねしておるのは自治事務にかかわる経費負担は地方自治法ではどう定めているかということですよね。あなたはなかなかたらいのふちに回っても中に落ちたら火傷するという。火傷するかはともかく、そいつを承知の上で言われている、しかし、あなたの言われるように自治事務にかかわる経費については、自

治体の責任と負担で行えよ、これが法の定めでしょう。違いますか。

- ○議長(浅井武光君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(清水 宏君) 議員がおっしゃるとおり自治体の責任において行うものと 理解しております。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) あなたの言われるように、自治法は自治事務にかかわる経費負担は 住民に負担を求めてはならない、負担を課してはならないということですよね。そうし た点で、幸田町がごみ袋手数料という形で徴収をしている、住民に負担をかけている、 このことについてはどういうふうな認識を持っておられるのか答弁がいただきたい。
- ○議長(浅井武光君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(清水 宏君) 議員のおっしゃるとおりではございますけれども、一方、 地方自治法第227条におきまして普通地方公共団体は当該普通地方公共団体の事務で 特定のもののためにするものにつき手数料を徴収することができるという規定がござい ます。こちらにのっとりまして本町においては幸田町廃棄物の処理及び清掃に関する条 例において一般廃棄物の収集・運搬及び処分についての手数料を規定をしているところ でございます。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) あなたの言われるには地方自治法では、手数料は、これからですよ。 特定のものに提供する役務に対して徴収するものであり、条例でそれを定めなきゃいか んよと、こういうことですよね。そうしたときに、国のほうの行政実例、あるいは通知、 こういうものがございます。その中で、この特定のものに対する事務とは何ぞや。こう いう点で国から通知が昭和24年3月14日付で出ております。その内容はどういうこ とですか。
- ○議長(浅井武光君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(清水 宏君) 申しわけございません。24年のそのことに関しては存じておりません。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番 (伊藤宗次君) 法の定めで特定個人、特定のものに提供するといったときには、特定が恣意的に解釈されちゃいかんですよと。あくまでも特定という形であるからには国としてこういう問題だよという形で、そういう形で手数料を取る場合は条例で定めなきゃいかんよと、こういう規定がされておるときに、私はそんなものは知らんわと。条例で定めておればいいじゃないかと。要は、手数料さえ取れば事足りたりということでよろしいですか、あなた方。というよりも、あなたがやったことじゃないけどな。あなたが今責任者でやっておるんだでしょうがないわな。最高責任者は町長だけど町長は横を向いておるもんでな。そういう点からいけば、国はどういう形で特定個人のためにする事務とは何ぞやというものを再度お聞きするけれども、御存じないということでよろしいですね。
- ○議長(浅井武光君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(清水 宏君) 申しわけございません。議員がおっしゃることに関しては

存じてはございませんが、ただ、平成17年5月26日に廃棄物の減量その他その適正な処分に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針というものが環境省のほうから出されております。これによりますと、ごみの減量を図るためには有料化の検討及び導入をしていくことというようなこともございますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番 (伊藤宗次君) 環境省はやれよと言ってるんじゃない、検討せえよと言ってるわけじゃんな。検討したときに、この検討の結果が法令等に抵触するのかしないのか。法令等に合致する手数料かどうかという、そのことは自治体で判断してくださいよと、こういうことですよね。国は汚いわけだ。減量化を検討せよと。さらに有料化も検討せよと。あと火傷するか火傷せんかは自治体の責任じゃないかと、判断じゃないかと。こういったときに、自治体が何によって判断するか、何によってもたれていくのか、それは行政実例と国の回答ですよね。先ほど申し上げた24年3月14日に対して、国は特定個人のためにする事務とは一個人の要求に基づく。一個人です。一個人に基づき主としてその者の利益のために行う事務だよと。その事務は一個人の利益、または行為のために必要になったことであると、こういうことです。ごみ処理は一個人がおれのためにやってくれと、こういう事務ですか。そういうあなた方は取り組みをされているんですか。もしそうだとしたら、今基本的に全町民を対象にしたごみ処理をやっているときに3万9、000人の一人一人の意思が確認されておるのか、合わせて答弁がいただきたい。
- ○議長(浅井武光君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(清水 宏君) ごみ行政につきましては、一個人のためにやっておるものではなく総合的に町として行っておるということでございます。また、それについて町 民の皆様方からの御意見を集約したというようなことはございません。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) そうしますと、この行政実例の中でいけば専ら地方公共団体自身の 行政上の必要のために行う事務については手数料は徴収できないと。つまり徴収しては いかんよと。あなたも答弁されたようにごみ処理は自治体の固有事務だ。固有な事務で あって自治事務だ。自治事務にかかわる経費負担を住民に求めてはいかんよ、こういう 判断のもとで行政実例、あるいは通知は専ら地方公共団体自身の行政上の必要のために 行う事務については手数料を徴収しちゃいかんと、こう言っておるわけですよね。それ はどうなんですか。
- ○議長(浅井武光君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(清水 宏君) 議員のおっしゃるとおり自治事務ではございますが、いわゆるごみ処理につきましては一般財源を当然のことながら全額使っておるわけでございます。また、ごみを出される量につきましても個々に違うということで、そういう公平性と、また有料化に伴いいわゆるリサイクル、リユース等の推進という、そういうこともございますので、そういう公平性ですとか排出抑制という面から捉えた形で今有料化でお願いをしているということでございます。また、平成17年4月1日から現在の手数料となっておるところでございますけども、そのときのその前段での平成16年12

月議会において可燃ごみ処理経費の3分1程度を御負担をいただくということでお願い をしておる経過もございますので、よろしくお願いをいたします。

- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) ですから、あなたの言われるのが現状追認の中で、現状どうやって うまく隠蔽しながらどうやって説得するか、誤魔化していくかと、こういうことなんで すよ。ごみの有料化、手数料を取らなければごみの減量化は進まないのか。幸田町は一 人当たりのごみ排出量、その少なさは県下でもトップクラスだ。そのトップクラスは行 政が頑張っておるんじゃないんだ。住民が行政が無理難題を言う中でも、そんな減量化 につながることなら、環境にかかわることなら一生懸命やりましょうよってごみの減量 化、さらにリサイクル率が高い、こういう成果を生み出してきた。それは行政が我のと ころの政策なりということじゃない。住民の協力があったからこそできることなんで、 そうした点からいくと一般財源を使うし、ごみの出し方はみんなそれぞれ個々に違うじ やないか、そんなの当たり前なことです。みんな全部一緒に生活をしておるんじゃない んだ。さまざまな生活をしておればそこから出てくるごみの内容は全部変わってくる。 そういう中で住民が協力しながら行政が音頭をとって、こうやって、ああやって、よっ しゃー、よっしゃーっていってやっておる。だから県下でトップクラスのごみ排出量の 少なさと、こういう実績がある。その一方で県下でもトップクラスのごみ袋の高さ。こ れはあなた方が指導しておるわけだ。現在の45リットル45円という、一枚当たりね。 少なくともこういう県下でも高過ぎる袋については、あなた方自身に理由はないわけな んだ。法的にも違反しておるんだ。へ理屈、はりくつも理屈のうちにしましても、この 負担の関係については大幅に下げるべきだというふうに思うわけですが、当面50%以 上ごみ袋の値下げについてはどういうお考えなのか。これは町長からの答弁がいただき たい。
- ○議長(浅井武光君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(清水 宏君) 議員が御指摘のとおり、本町におけるごみ処理ランキング上位で位置しておるというところは、これはひとえに区の役員さん、また排出される住民の方々の御協力により成り立っておるということは十分承知をしております。また、手数料の50%軽減という御指摘、御意見に関しましては、先ほど申し上げましたとおり今この状態でランキング上位を維持しておるということ。また、環境省の大臣官房廃棄物リサイクル対策部が出しました一般廃棄物処理有料化の手引きというものが平成25年4月のものでありますけども、その解析の中ではやはりごみ手数料が高ければ収集量が減少しておるというような実態、あるいは有料化実施前が一人当たり0.2トンであったものに対して、有料化3年後では一人当たり0.16トン、いわゆる減量化もされておるという解析もございますので、そのような現実、現状を考えますと値下げについては今のところ考えておりませんので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(浅井武光君) 町長。
- ○町長(大須賀一誠君) ごみ袋の件につきましては毎回いろいろ御意見をいただいている ところでございますけれども、従来から指定ごみの手数料につきましては、可燃ごみの 処理経費の3分の1程度ということでお願いをしているというようなことでありまして、

50%も安くしろという話でございますけども、もう少しよく考えさせていただきたいなというふうに思います。今のところは現状で少し推移をしたいというふうに考えております。

- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 部長ね、ごみ袋の値段が高ければ高いほど住民が苦し紛れでごみの 減量化に協力してるよ、出す量が少ないよというのは、あなたは逆立ちしてものを見と りゃへんかと。逆な言い方をすれば、環境庁が出した指針だからそれを受け売りしたと いうふうな感じを受けとめておるわけですが、そういう行政感覚で仕事を進めていけば 住民に負担をかければかけるほど行政が目指す方向で事が進んでいくよ、そこに行政な んかなくてもいいわけだ。そういう点からいけば、あなたの倫理は逆立ちしとりゃへん かなというふうに思います。町長自身が言われたように、可燃ごみの処理経費3分の1 負担という言い方については、これは議員のほうから一般質問で提起されて、時の町長 がよっしゃ一っていって乗っちゃったわけだ。作戦成功だ。3分の1という形で、なぜ 3分の1なのかと。なぜ3分の1かというのは何も解明されておらんわけです。一般財 源が投入されておりますよ。その投入されてくる中で可燃にかかわる処理経費の3分の 1は住民が負担せよという議会側からの提起に答えてよっしゃーと言っただけであって、 それがあなた方が一つの形式化されたということであります。50%という点からいけ ば、要は、今のごみ袋の値段を半分にしてくれよと。半分以下にしてくれよと、こうい うことなんで、町長はよく考えていきたいと、しかし現状でということの答弁の内容は これで確認をしていきたいと思います。

次に、定住化住宅取得資金などへの支援策についてであります。

幸田町は集合住宅、共同住宅の比率が県下でも極めて高いまち。人口増を手放しで喜べない状況にございます。まず、第1に問うことは、共同住宅の実態をどういうふうにつかんでおられるのか答弁を求めます。

- ○議長(浅井武光君) 建設部長。
- ○建設部長(近藤 学君) 失礼いたしました。

共同住宅の状況でございますけども、幸田町全町の中で今これは水道の給水の状況で調査しておりますけども、全世帯、今現在幸田町1万4,177世帯のうち共同住宅への給水としての戸数としては5,061、割合にしたら35.7%というふうな状況になってございます。

- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 通告制を無視するような形であれば今後通告なしで一般質問やろう じゃないか。答弁するのにそんな時間が係っておってどうするんだ。

今、建設部長が答弁をされました。私が思っているのは25年度決算、今は26年度 決算ですが、26年度の決算資料で共同住宅の総戸数は4,993戸、そして25年9 月1日現在の総戸数は1万3,659戸、これに対して4,493戸は36.3%、まさ に3戸に1戸以上が共同住宅。これが幸田町の住宅の実態だと。これはまさに異常だと は思いませんか。定住人口をふやす政策、安定した人口をふやす有効な政策、施策が必 要でございますけれども、住宅取得支援政策について、その政策の内容については持ち 合わせておられますかどうか答弁を求めます。

- ○議長(浅井武光君) 答弁を求めます。環境経済部長。
- ○環境経済部長(清水 宏君) 今現在、住宅取得支援につきましては残念ながら平成24 年度末をもって廃止をしてはおりますが、継続して支給をしております住宅利子補給制 度というものがございます。
- ○14番(伊藤宗次君) かみ合っとるの。もうなくなってくやつはあります、ありますって 言っていいのか。
- ○議長(浅井武光君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(清水 宏君) 失礼いたしました。現在、廃止になっておりますがかつて はございました。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) ちょうどふれますけれども、幸田町は当初は勤労者を対象にした住宅資金の利子補給、それを24年の当初から町長の音頭のもとで勤労者だけにするなと、全町民を対象にせえと言って拡充されたわけだ。ああいいなと思ったら、あれはまずかったがや、もう年度末でやめだと。まさに朝令暮改をされて無くしちゃうと。こんなものを持っておるのは我がまち、一つは県下でもそれはって言っておる我がまちだけだというけども、後ほどふれますけどね。我がまちについてもっと誇りを持てよといって仕事始めで挨拶をした言葉を職員に向けたその町長が朝令暮改で一年を待たずにして住宅資金利子補給制度をなくされた。そうした点でいけば、24年度に廃止されたわけですが、この政策のもとで住宅を取得した実績はどんな内容にございますか。答弁がいただきたい。
- ○議長(浅井武光君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(清水 宏君) 26年度の支給総件数は769件でございます。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) この制度そのものは相当古くからあるんですよね。今あなたの言われた 796件ではないはずなんですよね。それは直近の何年間かトータルした形の中で 796件だというふうに答弁されたわけですが、少なくともこの制度が始まって以降、 2,000件近くその件数があるわけだ。そこら辺は御承知ですか、どうですか。
- ○議長(浅井武光君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(清水 宏君) 議員おっしゃるとおり5カ年のトータル、新規を含めての27年度現在の数字を申し上げました。この制度につきましては、平成2年度から実施をしております。ただ、今申し上げましたとおり総件数は年度ごとの総件数を今つかんでおりますけども、トータル件数については申しわけございません。つかんでおりませんのでよろしくお願いいたします。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) その実態を掴まずして何でもいいで廃止しちゃえといって町長の鶴の一声で朝令暮改で廃止をしたのが住宅資金利子補給制度ということです。しかし、1,000件どころかもっと2,000件近く超えるんじゃないかなというふうに思うわけ

ですが、それだけ住民に対して定住をするための支援をしてきたということですが、我 がまちが共同住宅のまちという形で3軒に1軒以上が共同住宅。共同住宅を私は悪いな んていうことは一言も言っとらん。町長は、わ一って1回否定をされた。私は否定しと らんです。共同住宅は重要な住宅政策の一環であると。しかし、他市まちに比べて非常 に多い共同住宅はその時々の経済状況によって人口が大きく変動しますよ。安定した人 口増にはなかなか結びつきにくいですよ。そうした点でいけば、定住化を支援するため に住宅取得資金を含めた住宅取得にかかわる政策をきちっとすべきだということはずっ と申し上げてきた。そうした点でいけば、まちづくりアンケートでは提出理由に他市ま ちでの住宅取得が11%もあると、若い世代の流出があるとして住宅購入に対する取り 組みが有効である、こういうふうに語ってまとめておられる。まとめてると言うのか、 住民の自由な意見の中で、あるいは転出をした理由の中で他市まちで住宅を取得する。 さらにそれは若い世代だと。それは大変だということで定住化を促進するためにも住宅 購入に対する取り組みが有効ですよと、こういうことを書いておるわけ、あなた方自身。 こうしたときに、そういうことに対して施策はどう展開するのかというものが見えてこ んのです。ですから、こういうことばっかりやっておるから行政は物事を解説をする評 論家になっていく、そこから一歩も出ないというのが今日の町政の特徴だ。行政が評論 家や解説員になってどうするだ。もちろん、私は解説をすること、評論をすること、そ のこと自身を否定をするものではない。そこから生み出される政策、施策の方向性をき ちっとつかんでくださいよと。それでなければただ単におしゃべりをして出てきた内容 をああだった、こうだったというだけで一歩も前進がないという点であります。このま ちづくりアンケートの中でも住宅購入に対する取り組みが有効だということを言ってい るわけなので、その有効な取り組みについてはどういうふうに検討されて今後どういう 方向になっていくのか答弁がいただきたい。

- ○議長(浅井武光君) 企画部長。
- ○企画部長(大竹広行君) 今回、まちづくりアンケートにつきましては先ほど議員が言われましたような形で実施をしております。今回、それぞれ自由意見のほうをいただいております。自由意見を見ますと転入者が121件、転出者が108件の292件の御意見をいただいております。転出者からは住みやすいがいいと書いていただいている意見が多いわけですけれども、残念ながら交通とかそういうものについてあったわけですけれども、具体的にアンケートは実施をしましたけれども、今後これを検討しましてどのような施策を展開するかについてはまだ具体的には決めておりませんので、よろしくお願いします。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) そういう点からいけば、この5月31日でこのアンケートの締め切りをし8月の段階で議会に対して報告がされました。その報告の段階から一歩も進んでおりませんよということですが、要は、あなた方がどういう認識でこのアンケートを取り組み、その内容についてどういう見解を示しているのか。それは先ほど申し上げたとおり住宅購入に対する取り組みが極めて有効だよと。極めてというのは私の独断と偏見でつけたんだけどな。有効ですよというそういう感覚、認識でおるならば、そういう取

り組みが有効であればその有効な施策どう展開するのか。具体的にするのか。これが行 政に求められてきますよ。ですから評論家や解説員だけで終わっておっては何にもなら へんよということを申し上げた。そうした点から含めていくならば、具体化はまだこれ からですわと言う。いつどうするのか。放かっておいても転出者はどんどんふえてくる。 もちろん転入者もどんどん。そうした中で思いとして全体転出をする11%の人たちが 他市まちに住宅を購入しますよとこれが理由でいったときに、共同住宅のまちとしてど う定住化を支援していくかという点でいけばその選択肢は限られてくるわけです。そう した点からきちっとした対応をしていただきたい。そうしたときに先ほどそろっとふれ ましたけれども、2013年、平成25年1月4日に仕事始め式がございました。この ときに町長が職員に向かって語りかけたこと。それは西三河8市11町村が東西加茂郡 はみよし町が市になってあとの町村は全部消えてなくなっちゃったと。そして、幡豆郡 3町も西尾市に合併して3町もなくなっちゃった。8市11町村から9市1町のまちに なった。つまり、まちを名乗るのは我が幸田町ただ1つだよということになって、そう いう状況のときにあなたは1町になっても誇りを持てと、こういうことを言う。まさに そのとおりだと。1町になったからおれはさみしいわと、どっかから誘いが乗ってこん かななんてそんなこと言うなと。そんな思いじゃなくて誇りを持って仕事をせえという ことを言われたと。まさにそのとおりだ。そうしたときに町長がそういうことを仕事始 めのときに言われたときに、このまちが誇りが持てるような、そして、転出をされる人 たちの理由の中で11%が他市まちで住宅を購入しますよと、これはさみしいですよ。 幸田町に住むだけの土地がなければ知らんですよ。基盤整備だってどんどんどんどん今 区画整理をやっておるわけじゃん。そこに建つのは何だって言ったら共同住宅ばっかじ ゃん。こういう政策のちぐはぐがある。そうしたときにこの問題を具体的にどうするの か。これからですよということならこれからでもいいです。これからだったらいつめど を立てるのか。来年度予算の編成に合わせておやりになるのかどうなのか答弁がいただ きたい。

- ○議長(浅井武光君) 町長。
- ○町長(大須賀一誠君) 住宅政策の問題につきましてはかねてからいろいろお話をいただいているところではありますけれども、まず、地主さんのことも一つは理由があるだろうというふうに。自分の土地を持っていながらその税を賄っていかなきゃいけないような状況の中でのアパートという、そういう観点も1つはあるであろうというふうに思ってます。それから、伊藤議員は全てがもう幸田にそういう住宅の補給制度が全然ないからどんどん外へ出ていくという話でありますけれども、あのアンケートの中に幸田に戻ってきたいというアンケートは見ていただいたですか。
- ○14番(伊藤宗次君) そんなこと聞いとりゃせんがや。
- ○町長(大須賀一誠君) そういうことも見ていただいたでしょうか。それも考えないで単にそういうのがないからどんどん出ていくんだというお話は、一つはそれはちょっと私も承知できないというところでございます。今後におきましても幸田町に住んでいただける方をさらに呼び込むような形で進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 相変わらず町長はまぜっ返し大好きだね。出てくる人のことばっかり強調してるけども入ってくる人もあるじゃん。当たり前ですよ。何のために質問を通告したんだ。出ていく人たちのこの中で住宅取得支援が有効だよというのがあなた方の判断だ。判断だったらどうするのかと。まともに答えへん、答えられんだ。答えられんからまぜっ返しをして、子どものことを曖昧にしていくという点でいけば、区画整理の関係でも地主がどうだって、区画整理の中に保留地なんか幾らでもあるわけじゃん。そういうところに建ってくる共同住宅ということの実態を見ずして人の揚げ足取りと言いませんけれども、そんなことばっかり一生懸命知恵を出しとってはまちは発展していかんよ、まともな発展だよ。まともな発展はしていかん。まぜっ返しをする発展はあるかもしれんということを申し上げて。要は、転出者だけじゃなくて町内におられる人たちも含めてどう住宅支援をしながら安定した人口増のまちをつくり上げていくのか、こういうことでありますので、さらなるあなた方が有効な取り組みだということであれば、その政策の具体化を図っていただきたいことを申し上げて3問目に入っていきます。

第3子が安心して産めるなめらかなまちづくりについてであります。

なめらかとは一体何ですか。それは名古屋大学の社会リノベーションデザイン学センターのまちづくりプロジェクトのパンフレットの内容を切り抜き、切り張り、コピーした、それに過ぎんですよ。要は、聞こえのいい言葉の遊びにしか過ぎません。つまり事大主義だ。事大主義は何なのかってあなたに答弁求めません。要は、事大主義とは何ぞやということは答弁しなくてもいいんで、あなた自身がこうした切り張りをやって我がまちはっていってやってく。そういう一つのむなしさというものは何に依拠しているのかといったら事大主義ですよ。事の大きい主義。何事もことを大きく構えて、そして大きなところについて回っていくものの考え方だよということだけですので答弁は求めません。

求めるのは、第3子が安心して産めるまちの施策はたくさんございます。まず、保育料の多子減免の拡充について問うものであります。その中で、同時入所の特例を廃止をすることとして私的契約児もその対象にすることについて実施をした場合、その影響額や対象人数について答弁を求めます。

- ○議長(浅井武光君) 住民こども部長。
- ○住民こども部長(山本茂樹君) 保育料の多子減免の軽減の関係の、まず私的契約児の減免の条件をなくした場合ということでございますけど、これは平成26年度の同時入所における私的契約児、第2子の人数の関係で、こちらは18人で減免額年間50万程度というふうに把握をしております。また、いわゆる現在3歳未満児の県の制度で18歳未満の第3子以降の実施に限っておりますけど無料化をしております。そちらの場合の免除規定、条件をなくした場合の第3子の免除の人数は134人ということと、年間で試算しますと約2,700万程度ですよという試算になっております。よろしくお願いいたします。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 要は、多子減免ということになりますとここでもありますが第3子

が中心になりますけど、第3子じゃなくて第2子、第3子から多子減免の対象になってくるわけだ。要は、幸田町の場合は先ほどもあなたも言われましたけれども、結局同時入所の特例、つまり1つの園に、あるいは保育園はほかの園でもいいですが、要は保育園に同時に2人以上入った場合、2人目、3人目を半額にする、無料にすると、こういう同時入所の特例がございます。要は、そういう特例を設けるのではなくて第2子も第3子も、その子が卒園をするまで減免の対象にすべきであります。さらには、そこにはあなたの言われたように私的契約児、これは減免の対象にはなっておらんわけだ。私的契約児をなぜかと言ったら自分たちが行政の都合で私的契約児か契約児か措置児かどうかっていうだけの話なんで、子どもをたくさん産んだけどもあなたは私的契約だったら安心して子どもなんか産めやへんがや。そうしたときに、企業立地課が勝手なことを書いておることに対して、あんなものは勝手なことだということじゃなくて、行政の中がきちっと1つの方向性を向いて足並みをそろえていく。そうしたときには多子減免の関係も条件を緩和をする、あるいは私的契約児だと。さらには、3歳未満児はその対象にしないなどというさまざまな条件があります。そうしたことも外していくべきだというふうに思うわけですが、答弁がいただきたい。

- ○議長(浅井武光君) 住民こども部長。
- ○住民こども部長(山本茂樹君) 先ほどの補足説明ですけど、幸田町の場合は同時入所に おける第2子の場合は2番目の子が半額、そして同時入所3番目の子が全額無料という ふうになっております。それと、これは愛知県の制度を活用しまして、同時入所に限ら ず18歳未満で第3子以降の児童が保育園に入園している場合、この場合に3歳未満児 という制限を実はしておりますけど、こちらについても無料ということを行っておりま す。今、御指摘のとおりこれらの全ての条件をなくしてというお話でございますけど、 確かにこの中で特に新しい制度で言うと1号認定。いわゆる私的契約児の方の扱いにつ きましては、こちらについては私どもとしましては、本来保育園に就園をしていただき たいというところの方々をかえってそこまで無料にしてしまうことによって、結果的に 保育園のほうにそういう方たちがもっとふやしてしまうということは、そういう事態は 避けるべきではないかなということを考えているところであります。また、先ほど言い ました18歳未満の3歳未満児という考え方につきましては、西三河の中でも既に3歳 未満児の制限をなくしている自治体もございますので、そういうことも踏まえて、かつ 近隣の動向、または新しい子ども・子育て支援新制度というものが始まりまして、新た に施設ができてきますと施設給付という形で町のほうの負担もふえてまいります。そう いう町の新たな負担等を見きわめながら、この問題につきましては引き続き慎重に検討 してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) つまり、私的契約児というと何か保護者が勝手なことをやっておる じゃないか。その勝手なことを行政がしょうがないな受け入れてやるわという恩着せが ましい感覚のようですが、ともかく、もともと私的契約という言葉を設けたのは何なの か。公的保育所が少ない。入所定員が極めて限られておる中で入所定員に若干の空きが あったらその空きの中に埋め込むために、あなたは本来なら入所できんけども私的契約

という形で入れましょうよという形で住民の側に恩着せがましいことを言うけれども、 実態はあなた方が不足しておるんです。施設が不足している。施設が不足していること を住民のせいにして恩着せがましくやっていくというのが一番の問題だと。保育がなぜ 重要視されるのかと。それは子どもたちが集団保育の中で育っていくことが心の発達に つながりますよ。心の発達につながるときに、あなたは措置児ですよ。あなたは私的契 約児ですよというやり方はおかしいですよ。この辺は抜本的に改めていただくことを申 し上げて。ともかく同時入所の特例を含めて今の減免制度をさらに充実をしていくとい う点で、さらなる取り組みについてどういうお考えなのか答弁がいただきたい。

次に、私は6月議会で子どものインフルエンザの予防接種を無料にすること、助成をすることについて質問をいたしました。町長は、子育て支援は私のマニフェストにあると答弁をされました。よくよく見ましたが、その言葉がなかったですが、そのことをどうのこうのということは申しません。町長自身がマニフェストにあると言われるならそれで結構です。そのマニフェストにある子育て支援の具体的な内容としてインフルエンザの予防接種についてはどう取り組みをされるのか合わせて答弁がいただきたい。

- ○議長(浅井武光君) 住民こども部長。
- ○住民こども部長(山本茂樹君) 今、私的契約児のお話でございます。子どもには実施児とか私的契約児、そういう差はないというふうな認識は持っておるわけでございますけど、先ほど議員からやっぱり施設の不足というお話がありました。新しい子ども・子育て支援新制度におきましては、認定こども園制度、または幼保連携型認定こども園という形の制度も始まっております。今後はそうした民間に参入をいただきながら、そういう認定こども園制度を活用しながら、そうした部分で必要な部分は補っていただきながら子ども・子育てを充実させていきたいなという考えを持っておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) インフルエンザの予防接種無料化についての御質問ということでございます。6月議会にも御質問いただいた内容でございますが、6月でお答えしたとおり現在のところ補助を実施する予定はないと、考えについては変わってないわけでございます。ただ、現在国が定めております定期接種につきましては、13種の定期接種がございます。これについて無料、または一部負担という形で実施させていただいておるわけでございますが、この中身のほとんどが子どもさん、乳幼児、児童を対象となるような接種でございます。そういう意味では子どもを大切にするという点で国の政策の中で推進をしていくという姿勢については変わりがないところでございます。インフルエンザ予防接種を特段子どもの支援ということに位置づけはしていないわけでございますので、今後いろいろな状況によりましては検討するということでございます。もちろん、緊急接種ということでインフルエンザ等が蔓延した場合は、これは施策として行うということでございますので、そのような対応でしていきたいと、このように思っておりますので御理解いただきたいと思います。
- ○議長(浅井武光君) 発言者に申し上げます。 残り1分であります。よろしくお願いします。

○14番(伊藤宗次君) 承知をしております。

各種のさまざまな子育で支援、それは大いに活用していただいて結構です。要は、この予防接種の関係についてはやはりきちっと対処していく、そのことによって父兄がいろんな面で心配をしている、負担をしている、その解消について私は応えるべきだし、町長自身も私のマニフェストにあると言われるならそういう方向でさらにことを前進させていただくことを申し上げて終わります。答弁頂戴ね。

- ○議長(浅井武光君) 町長。
- ○町長(大須賀一誠君) 毎回このようなインフルエンザの関係につきましてお話がございますのですけれども、実施義務として課せられていないといういろんな面もございまして、引き続き今後の課題ということにさせていただきたいと思います。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤宗次君の質問は終わりました。 ここで、途中ではありますけども10分間の休憩といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

- ○議長(浅井武光君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、7番、鈴木雅史君の質問を許します。7番、鈴木君。
- ○7番(鈴木雅史君) 議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問いたします。 増加している空き家の対策については、平成26年9月議会において一般質問をいたしましたが、本町においても空き家の火災も発生しており、防災、防犯、景観などの観点から放置できない問題となっております。この背景としては社会構造の変化があり、核家族化、少子高齢化、人口減少など多くの問題を含んでいます。私の住んでいる農村地域で見ても、子どもがいるにもかかわらず子どもは外で暮らし多くの老人世帯が見られます。その子どもが勤務の都合などで関東圏、関西圏など、遠隔地勤務が長くなるとその地に住居を構え、その地に住むことにより親の住む住居は空き家となるケースが見られます。こうした空き家が全国的に多くなり、防災、防犯、景観などから各種の問題が発生しております。このことから空き家等対策の推進に関する特別措置法、平成26年法律第127号が平成27年2月26日に施行されました。この法律に対する対応について質問をしてきたいと思います。

この法律において、国、県、市町村の行う責務が定められています。国には、第5条において空き家等に対する基本指針を定めることとなっております。都道府県には、第8条において市町村に対し技術的な助言、市町村相互の連絡調整的な援助を行うこととなっております。市町村においては、第6条において国の基本指針に則した空き家対策計画を策定することとなっております。次に、第2条において空き家等の定義を定めています。空き家等とは、建築物、またはこれに付随する工作物であって、居住、その他の使用されていないことを状態とするもの及び敷地、立木その他、土地に定着するものを含むことになっております。一方、特定空き家の等の定義でありますが、特定空き家とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上の危険となるおそれのある状態、または

衛生上有害となるおそれのある状態。適切な管理が行われないことにより著しく景観を 損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切で あると認められる空き家等を言うとなっております。

質問でありますが、この空き家等対策の推進に関する特別措置法に関する条例制定に 対する対応についてお伺いいたします。

- ○議長(浅井武光君) 建設部長。
- ○建設部長(近藤 学君) 空き家等対策の推進に関する特別措置法が今年の5月26日に全面施行されたということで、市町村の権限として立入調査とか特定空き家に対する措置とか、実効性のある公権力が行使できるように規定されました。しかし、この特別措置法で定められた権限では対応できない即時執行の必要な緊急安全措置とか、また、今回の目的には掲げられなかった防犯上の措置などは条例が必要となるということで、例えば、所持者の同意の得られない時点で自然災害等に伴う事前の安全対策とか、防犯上必要な対策とか、害虫駆除等のために緊急に現地へ立ち入らなければならない場合に立ち入りや空き家等への対策作業を条例で規定するということが考えられます。こういった緊急を要する事態が発生しそうな空き家は現在のところ幸田町ではないと判断しておりまして、実態把握をする中で必要が生じた場合には、直ちにこの条例の制定を考えていきたいと思っております。

以上です。

- ○議長(浅井武光君) 7番、鈴木君。
- ○7番(鈴木雅史君) 次に、空き家等に関するデータベースでありますが、前の質問のときの回答では消防が把握している大まかな戸数の答弁がありました。今回の法律の施行により法第11条には、空き家等に関するデータベースの整備、その他空き家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとするとされています。このデータベースの整備に対する対応の考え方をお伺いしたいと思います。
- ○議長(浅井武光君) 建設部長。
- ○建設部長(近藤 学君) 今現在、県下の27市町村で平成28年度までに実態調査を国の社会資本整備総合交付金の国費を受けて実施する予定となっております。その中で、幸田町におきましても28年度、来年度で実施することで要望していきたいと考えております。なお、本町につきましては庁舎内における空き家対策推進体制を整えるための組織、名称で言いますと空き家等対策推進担当者会議、4部9課にわたりますけども、これを7月13日に立ち上げまして、その中で空き家の現状を把握する。まずは消防で把握しておりました44軒となりますけども、これについての現地調査をさる8月28日に実施したところでございます。まだまとめている状況ですが、行政内部情報だけでは把握できない実情とか背景、今後の対応等は地域住民の方々の情報や提案が必要となりますので、今後は全町的にそういった空き家関連情報の提供を呼びかけていく予定をしておるところでございます。
- ○議長(浅井武光君) 7番、鈴木君。
- ○7番(鈴木雅史君) 次に、法第7条において協議会の組織の設置が求められ、空き家等 対策計画の作成及び変更、並びに実施に関する協議を行うための協議会についての対応

についてどのように考えているのかお伺いします。

- ○議長(浅井武光君) 建設部長。
- ○建設部長(近藤 学君) 現段階においては、庁舎内の横断的組織、先ほど申し上げた空き家等対策担当者会議と全庁的な空き家関連情報の提供を取り組むということとしまして、空き家の実態把握で特定空き家などの勧告とか命令を必要とすることが明らかになり、また、空き家等対策計画の策定が必要となったという場合には特定空き家等に対する法律的措置を行うため、地域住民とか学識経験者などで構成する協議会の設置を考えていきたいということでございます。
- ○議長(浅井武光君) 7番、鈴木君。
- ○7番(鈴木雅史君) 次に、法第12条においては所有者等による適切な管理の促進が定められています。一口に空き家といってもその要因はさまざまであります。ひとり暮らしの高齢者等が亡くなったため空き家になった家、遠隔地に長年転勤・就職したため子どももその地で結婚、または就職したため帰ってこない空き家等、その次に、短期、1年から2年程度のために一時的に空き家となっているもの、その他さまざまな理由があるかと思います。ここで空き家の所有者等に空き家になっている理由及び今後の空き家をどのようにするかの意向の把握が必要かと思われます。それには今後すむ予定がないので処分したい、定年後には住む予定であるがその間人に貸したい、近いうちに帰る予定であるがその管理に困っている、その他の理由などがあり、その所有者等の意向の把握がわかれば今後の対応の参考になるかと思います。そうした意向把握の考え方についてお伺いします。
- ○議長(浅井武光君) 建設部長。
- ○建設部長(近藤 学君) 今言われたように、空き家状態となった背景、経過、また今後の予定など、所有者の意向把握が今後の対策として大変重要となります。そのため先ほど申し上げた平成28年度実施する空き家データベースの整備作業を進める上で、順次空き家等の実態把握と所有者の意向調査を実施していきたいと考えております。以上です。
- ○議長(浅井武光君) 7番、鈴木君。
- ○7番(鈴木雅史君) 次に、法第13条においては空き家等及び空き家等の跡地の活用等について関する状況の提供、その他、これらの活用のための措置が求められています。この情報の提供は新聞情報によれば、空き家の管理ビジネス等が考えている業者の記事がありました。この作業内容は空き家の通風、庭の草取りなどであり、人の住んでいない空き家は老朽化が速く進みいずれかは特定空き家となります。また、空き家の診断をし補修費用などの見積もりを行い中古住宅のあっせんをする業者に関する情報などであります。国土交通省においても既存住宅市場の活性化に向けた検討、指針などの検討を行い、既存住宅の流通促進を行うとの方針を示しています。このような情報の提供は考えられないかをお伺いします。
- ○議長(浅井武光君) 建設部長。
- ○建設部長(近藤 学君) 特別措置法では空き家等及びその跡地に関する情報の提供、その他、これらの活用のための対策の実施に努める、努力するということで13条に掲げ

られております。現在、空き家等の総合窓口としては幸田町役場としては先ほどの空き家等対策担当者会議の事務局を行っております都市計画課が所管となりますけども、空き家所有者との対応相談とか、また、近隣住民からの不安とか対応相談、そういったものを行うということで現在窓口を都市計画課としております。また、空き家等の対策は老朽化しておれば取り壊すとか、また、活用できるような状況であれば保全措置を行いながら所有者が管理するとか、また、管理できなければ委託して管理。また、借家での活用とか、また、ひいては売却というようなこともさまざまなものが考えられます。そのためには信頼のおける相談窓口というのが必要となり、また情報提供が重要ということになりますので、建築以外にもいろいろと関係する所管のところと連携のもとで進めていきたいと考えております。なお、現時点では本町においては空き家バンクという国交省でやっておりますけども、そういったものを紹介を必要とする空き家物件の相談というのは今のところございませんので、必要に応じてその空き家バンクへの登録制度の活用を含め今後検討していきたいというふうに考えております。

- ○議長(浅井武光君) 7番、鈴木君。
- ○7番(鈴木雅史君) 民間では、空き家管理に関する新たな商機を見込んでおりまして、 大東建託の子会社の大東建物管理は2013年9月から空き家を巡回して換気や清掃、 雨漏り確認等を行うサービスを提供、現在、契約者は100件程度だが特別措置法の全 面施行を踏まえ管理サービスの需要は伸びるものと見ています。全国市町村では、定住 促進のためのさまざまな取り組みがあり、政府と自治体、民間が知恵を絞っていくこと が地方創生の重要な施策であると考えられています。既存集落内の宅地については市街 化区域に比べ価格も安く、また、公共インフラも整備もされていることから広い宅地の 確保もできる余地があるかと思います。これらの対応についてお伺いします。
- ○議長(浅井武光君) 建設部長。
- ○建設部長(近藤 学君) 幸田町における今現在、先ほど申し上げた消防で44戸の空き 家を把握しておるわけですけども、そのうちの市街化区域にあるものが13戸、そうい った部分については建物の老朽度とか耐震性、また、建築基準法上の接道要件などがし っかり対応できれば、その所有者の意思判断や需要の範囲で活用は可能だと考えており ます。しかし、多くは市街化調整区域にございます。所有権を第三者への売却もしくは 賃貸することに制限がある場合があります。また、現状のままでは接道要件とか、がけ 条例とか、耐震性などで難しい場合があるということであります。そういった面でいろ いろ既存集落内の宅地の活用についてはなかなか課題があるかなという状況でございま す。しかし、最近の事例といたしましては野場地区ですね。既存住宅が空き家となり取 り壊した後に8軒の戸建て住宅が建てられたということで、そこで新たなコミュニティ 一が形成されたという事例がございます。市街化調整区域における活性化としても既存 ストックとして、分譲住宅として評価されるのではないかというふうに考えております。 今、議員の言われるような形で既存ストックとしてのライフラインが完備した住宅用土 地とか、また、建物が再利用できるということで循環型の資源の活用というようなこと。 また、建物が建っている既存集落というと災害履歴が少ない安全な住宅供給とかいうこ と。また、さらには既存集落内の地域コミュニティーとの融和とか、そういったものを

生かしたまちづくりとしても重要ではないかということで考えておりまして、こういった事例を踏まえながら検討していきたいというふうに考えております。

- ○議長(浅井武光君) 7番、鈴木君。
- ○7番(鈴木雅史君) 次に、法第14条の特定空き家に対する措置において、市町村長は特定空き家等の所有者に対し、除去、修繕、立ち木の伐採、その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言、または指導をすることができるとされており、改善をされないときは勧告をし、なお、それでも勧告に係る措置がとられなかった場合は相当の猶予期限を付して勧告に係る措置を命ずることができるとなっていることから、よりきめ細かい特定空き家に該当する事例を定める必要があるかと思います。この対応についてどのように考えているのかお伺いします。
- ○議長(浅井武光君) 建設部長。
- ○建設部長(近藤 学君) 特定空き家の判断基準というのは、先ほど申し上げた全面施行 の5月26日にガイドラインとして指針が出ております。空き家等に関する施策を総合 的かつ計画的に実施するための基本的な指針というのが出されております。倒壊など著 しく保安上危険となるおそれのある状態とか、著しく衛生上有害となるおそれのある状 態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態。その他、 周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である空き家等となっており、 その具体的な事例をこのガイドラインに示しているということであります。特定空き家 等の助言とか、指導とか、勧告、命令を市町村が行う場合の詳細な判断基準として示さ れているということであります。そういった面では、勧告等の措置に当たっては先ほど 答弁させていただきました法律に定める協議会ですね、こういったものを組織しながら。 また、このガイドライン、指針に従い厳格に行っていきたいということであります。そ ういった面では現在のところではそういう考え方で取り組みたいと思っております。ま た、当面はこういった特定空き家等と判断されるような地域で問題となるようなことが ないように未然に指導することが重要だというふうに考えております。その適切な指導、 助言によって空き家が適切に管理されるよう取り組んでまいりたいと思っております。 以上です。
- ○議長(浅井武光君) 7番、鈴木君。
- ○7番(鈴木雅史君) 次に、住宅用地に適用される固定資産税の特例措置の適用について お伺いします。

空き家が建っている宅地と更地になった宅地の固定資産税について、現行では特例措置の適用はどのようになっているのかお伺いいたします。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) まず、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例措置の内容でございますが、200平方メートル以下の住宅用地を小規模住宅用地といいまして、課税標準額を評価額の6分の1の額とする特例がございます。また、小規模住宅用地以外の住宅用地を一般住宅用地といい、例えば、一戸建て住宅の敷地が300平方メートルの住宅用地の場合は、200平方メートル部分が小規模住宅用地で、それを超える100平方メートル部分が一般住宅用地となり、一般住宅用地の課税標準額は評価額の3

分の1の額とする特例措置がございます。なお、都市計画税におきましては小規模住宅 用地の課税標準額を評価額の3分の1の額とし、一般住宅用地の課税標準額を評価額の 3分の2の額とする特例措置がございます。今お尋ねの空き家が建っている宅地と更地 になった宅地への特例の適用につきましては、特例措置は空き家が建っている宅地には 適用されますが、更地になった宅地は住宅用地とは見なされませんので特例措置は適用 されません。

- ○議長(浅井武光君) 7番、鈴木君。
- ○7番(鈴木雅史君) 次に、今後特定空き家等と認定された空き家の指針には、固定資産税の特例措置が適用されなくなると思いますが、そのあたりの流れはどうなっているのか確認したいと思います。
- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 特定空き家等と認められた場合は、市町村長は所有者に対し改善を促すため、助言、または指導を行うことができ、それでもなお状態が改善されない場合は必要な措置をとることを勧告することができるとなっております。この勧告をしてもなお状態が改善されない場合は、勧告後の賦課期日にかかる固定資産税から特例を適用しないということになるということでございますので、つまり、翌年度の課税から特例の適用をしないということになるかと思っております。なお、この勧告を行う際には、固定資産税の住宅特例措置の対象から除外される旨を周知することになると考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(浅井武光君) 7番、鈴木君。
- ○7番(鈴木雅史君) 何分、特定空き家等の関係については新たに降ってわいたような事態でございますので、今後、この活用については何とか住みやすく提供できる住宅と、そういうものを何とかふやしながら定住化を図っていただきたいと思っています。

続きまして、次の質問でございますけれども、耕作放棄地等の対策についてお伺いします。

遊休農地への課税強化を検討することが政府の規制改革会議の答申に明記されたとの新聞報道がありました。そこで、改めて農地とはどのような土地を言うのかについて調べてみましたら、農地法による農地の定義を第3条第1項において、農地とは、耕作の目的に供される土地を言い、採草放牧地とは農地以外の土地で主として耕作、または用畜の事業のために採草、または家畜の放牧の目的に供される物を言うとされています。そこで、農地を簡略化して言えば、耕作の目的に供される土地。登記簿上の地目とは関係がないと。登記簿の地目が仮に山林や原野であっても、現況が農地なら農地。一時的な休耕地、休閑地も農地とみなす。このような土地を農地とすると言われております。一方、地目が農地であっても農地に該当しないものとして、農水省経営局長通達が出され次のようなものは農地に該当しないとされています。1つとして、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合。2番目として、1以外の場合であって、その土地の周囲の状況から見てその土地を農地として継続して利用することができないと見込まれる場合とされています。そこで、一般的には遊休農地という言い方は耕作放棄地という言い方がされております。遊休農地と

は、農地法において定義されている用語で、毎年1回利用状況調査を行うこととされております。次のいずれかに該当するものは遊休農地とされております。アとして、現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。イ、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農地というふうになっております。耕作放棄地とは同じようなニュアンスなんですけども、耕作放棄地とは農水省が5年前に行う農業センサスにおいて定義されている用語で、所有されている農地のうち過去一年間以上作付がされず、この数年の間に再び作付をする考えのないものとされております。遊休農地と耕作放棄地は一般的にはほぼ同意義のものとして扱われております。

そこで質問をいたします。農地法による遊休農地に該当するか否かの判断基準等の判断を誰がどのように行うのかお伺いしたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(清水 宏君) 遊休農地の判断でございますが、こちらは農地法第30条に基づきまして、幸田町では毎年9月ごろに農業委員さんが現地調査、利用状況調査を行っておるというところでございます。判断基準につきましては、議員が先ほど申し上げました2点となっております。
- ○議長(浅井武光君) 7番、鈴木君。
- ○7番(鈴木雅史君) 次に、農業センサスに言う耕作放棄地の調査は誰が行うのか。最近 の調査を行った幸田町の遊休農地、耕作放棄地の面積はどのようになっているかを質問 いたします。
- ○議長(浅井武光君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(清水 宏君) 農林業センサスにつきましては、企画政策課が所管をしているところでございますが、日本の農林業の生産構造や就業構造、農村地域における土地資源など、農林業の山村の基本的構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画立案、推進のための基礎資料を作成、提供するもので、農家等の意思による記入により集計したものであります。面積につきましては、平成22年度農林業センサスによる耕作放棄地面積は7万平方メートルであります。ちなみに、平成21年度の農業委員会調査による遊休農地面積は6万9,044平米でありますので、ほぼ近似値と考えております。
- ○議長(浅井武光君) 7番、鈴木君。
- ○7番(鈴木雅史君) 遊休農地に対する措置は、農地法第30条において農業委員会は年 一回利用状況調査を行わなければならない。その結果、不適切と認められるときは農業 上の利用の増進を図るため必要な指導をするとされています。この指導方法及び年間の 主な指導内容を質問いたします。
- ○議長(浅井武光君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(清水 宏君) 農業委員会の指導でございますけども、農地法第32条によりまして、その農地の所有者に対しその土地の利用の意向について利用意向調査をまず行います。2点目としまして、農地法第34条により利用意向調査による土地所有者からの意向について意思の内容を勘案しつつ、その農地の農業上の利用増進が図られる

よう必要なあっせん、その他農地の利用関係の調整を行います。利用意向調査後6カ月経過しても農業上の利用増進が図られていない場合や、利用意向調査に対し意向の表明がない場合につきましては、農地中間管理権の取得に関する協議、いわゆる農地中間管理機構へのあっせんを勧告をしていくということでございます。

- ○議長(浅井武光君) 7番、鈴木君。
- ○7番(鈴木雅史君) 次に、耕作放棄地対策の強化の一環として農地中間管理事業の推進 に関する法律が平成25年12月18日に成立いたしました。この法律においては遊休 農地ではなく耕作放棄地とされていますので、あえて耕作放棄地といいます。その農地 管理機構、農地バンクの概要及び幸田町における農地の貸し手、借り手の状況について どのようになっているかお尋ねいたします。
- ○議長(浅井武光君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(清水 宏君) 農地中間管理機構につきましては、議員おっしゃるとおり 平成25年度に法律が制定されまして、各都道府県に1つずつの設置をされたというも のでございます。農地中間管理事業を行う機関ということでございます。農地中間管理 事業は農地の集団化ですとか、農業経営の拡大、農業経営への新規参入の促進などを目 的に農地中間管理機構が農地を借り受けまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮 して、担い手、農業経営者に貸し付けるものでございます。

農地の耕作放棄地対策といたしましては、既に耕作放棄地となっている農地のほか、耕作放棄地となるおそれのある農地も対象となっておるところでございます。幸田町の状況でございますけれども、平成27年1月30日から農地の出し手と受け手の公募を開始いたしました。平成27年8月末での状況でございますが、出し手が7人、28筆、面積が2万329平方メートル、借り手が10人で、このうちマッチングをした農地につきましては出し手2人、8筆、7,170平方メートルと借り手3人でした。なお、今回の出し手の農地には耕作放棄地はございませんでした。

ちなみに、農地中間管理事業の達成率でございますが、全国では22%でございますけども、愛知県では目標が3,720ヘクタールに対し実績が64.5ヘクタール、達成率につきましては1.7%という状況になっております。幸田町におきましても非常に面積等は少ないわけですが、本町では貸す相手をみずから選択できる農業経営基盤強化促進法の利用権設定によるもの、こちらのほうが非常に多く継続してやられておるということでなかなか進まない状況でございます。

- ○議長(浅井武光君) 7番、鈴木君。
- ○7番(鈴木雅史君) 次に、私の住んでいる地区なんですけども、やっぱり山がありますせいで山林に近い農地、これは水田だとか山畑ですが、基盤整備が行われないため土地の面積も小さく、また、形状も不成形なため多くの人手が係り、現在は何とか管理をしているが年齢も高くなりあと何年維持管理ができるか心配だと、このような声も聞きます。この農地を借りてくれる人もいない。山に戻したいが地目変更の手続はどのようにするのかなどの質問があります。これについて質問いたします。
- ○議長(浅井武光君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(清水 宏君) 先ほど、申しわけございません。ちょっと数字の訂正をさ

せていただきます。平成22年度の農林業センサスによる耕作放棄地面積につきましては70万平方メートル、70ヘクタールということで訂正をお願いいたします。

続きまして、農地の転用、地目変更の手続についての御質問でございますけども、農地を他用途に使用する手続としましては農地法の手続が必要となってまいります。自作地、自己所有地を自己のために転用するには農地法第4条、所有者以外が転用するには農地法第5条の手続が必要となってきます。農用地にあっては農振除外の手続がその前に必要となるところでございます。

- ○議長(浅井武光君) 7番、鈴木君。
- ○7番(鈴木雅史君) 現実、山の近くを走っておりますと山に面した沢場と条件の悪いと ころは既に耕作放置がされています。このような遊休農地解消に向けた取り組みはどの ように考えておるかお伺いいたしたいと思います。
- ○議長(浅井武光君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(清水 宏君) 遊休農地の発生の原因といたしましては、農家の高齢化ですとか労働力不足、地理的に非効率な生産性、議員がおっしゃるとおり山つきのところですけども、それと農作物価格の低迷などがございます。遊休農地の解消に向けた取り組みにつきましては、先ほど申し上げました農地中間管理事業によるいわゆる農地の集積と対策のあっせん、あるいは多面的機能交付金事業による地域における発生防止への取り組み等があるかというふうに考えております。
- ○議長(浅井武光君) 7番、鈴木君。
- ○7番(鈴木雅史君) 遊休農地なり、耕作放棄地なり、なかなかいろいろ問題がありまして、どうしても今から高齢化が進みますですとそういう土地がますますふえてくると思います。いずれかの地点でその対策についてやっていかなならんと思いますけども、なかなか経済のこともありますのでそういう部分につきまして今後ともよろしく御指導願いたいと思っております。

これで終わります。

○議長(浅井武光君) 7番、鈴木雅史君の質問は終わりました。

ここで、昼食のために休憩といたします。

午後は、1時より会議を開きますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

- ○議長(浅井武光君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
 - 15番、水野千代子君の質問を許します。
 - 15番、水野君。
- ○15番(水野千代子君) 議長のお許しをいただき、通告順に質問してまいります。

まず、健康マイレージ事業についてお伺いをいたします。誰しもが健康で過ごしたい と願い、自分のできる範囲でウオーキングや体操、日々の食事など工夫して健康維持に 努めております。愛知県では生涯を通じた自主的な健康づくりを応援するあいち健康マ イレージ事業を平成26年度からスタートしております。まず、その内容をお聞きをい たします。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 健康マイレージの御質問でございます。平成26年度から 実施をしておりますあいち健康マイレージ事業でございます。これは、市町村、それから県が協議をいたしまして実施する事業で、健康事業等に取り組んだ方に対してポイントを付与するというものでございます。そのポイントが一定たまりましたら今度は優待カードというものを発行いたしまして、それでいろいろな事業所との商品交換、そのようなことで特に健康受診を促進するというような目的を持った事業でございます。
- ○議長(浅井武光君) 15番、水野君。
- ○15番(水野千代子君) 今、言われましたように県と自治体が協働して行う事業でございます。健康づくりのためにいろいろなメニューを自分がやることによってポイントをいただいて、それを提示することによって優待カードをもらって、マイカというものでございますが、これをもらって協力店に出すことによってそれを何か特典を得られるという、こういうものでございます。この健康マイレージは県が平成26年度に行う前にもう市町で実施しているところもございますし、また県がこの事業を行ってから実施したという市町村もございます。県内の実施市町村をお聞かせいただきたいと思います。
- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 健康マイレージの愛知県内の実施状況という御質問でございます。26年度以降の実施について調査しておりますので御報告したいと思いますけれども、26年度に実施しております市町村は8市1町でございます。27年度に入りまして取り組みを始めましたところが11市2町1村、両方合わせて19市3町1村が実施をしているところでございます。59市町村で現在実施しているのはしたがって23市町村となっております。なお、近隣では平成26年度から安城市と蒲郡市が。27年度からは岡崎市と西尾市が実施しているのが現状でございます。
- ○議長(浅井武光君) 15番、水野君。
- ○15番(水野千代子君) 県内でも既に実施をし、また27年度から県と合わせて実施をしているところが合わせて23市町村ということでございます。本当に町民の多くは誰しもが健康で生涯過ごしたいというふうに思っていると思います。また、病があれば早期発見、早期治療をしていくために住民検診や人間ドックへの受診をいたしていくというふうに思うわけでありますが、それぞれの受診率をお伺いいたします。
- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- 〇健康福祉部長(大澤 正君) 人間ドック等の受診率についての御質問でございますけれども、幸田町におきます受診率でございますが、平成26年度の結果におきましては、人間ドック及び住民検診合わせまして40歳以上の人口、2万619人を受診対象者といたしまして、受診された方は5,699人、受診率は27.6%となっております。あわせて40歳から74歳を対象といたしました特定健康診査につきましては、対象者6,850人に対し3,516人の方が受診され、その受診率は55.1%となっております。
- ○議長(浅井武光君) 15番、水野君。
- ○15番(水野千代子君) やはり健康に不安を持つという年齢になりますと、やはり40歳

以上になるのかなというふうに思うわけでありますが、その特定検診の受診率は55.1%だということでまあまあの%になっているのではないかなというふうに思うわけであります。この%から言いますと、町民の自分の健康への意識は高いということがこの結果からわかるのではないかなというふうに思うわけであります。

さらに、健康志向を望む町民をふやすためにお伺いをいたしたいと思います。本町は、1988年4月に健康のまち宣言をしております。町民が意識して健康に留意するように現在まで各種啓発事業を実施しております。また、平成21年には毎年11月1日をこうた健康の日を制定をしております。さらに、もう一方、町民の健康づくりを応援して楽しく取り組まれるように健康マイレージの導入を提案したいというふうに思うわけでありますが、このお考えについてお聞かせをください。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 先ほどの人間ドック、住民検診の受診率、全体が27. 6%ということでございますけれどもこれは幸田町が実施したもので、例えば、社会保 険御本人の方については数字がつかめないものですから、両方とも50%近いのが受診 率ではないかというふうに推測はしておるところでございます。

次に、健康マイレージ事業の取り組みの御提案でございますけれども、この事業につきましては愛知県が平成26年度から開始した制度でございますけれども、制度改正時につきましてその内容について検討いたしております。しかし、その時点では対象とする健康事業を何にするかとか、また、ポイントを還元していただける店舗、事業所について具体的な方向が見えておらず実施を見送ったというのが状況でございますけれども、現在、県下の10市町村が平成26年度9市町村だったのが27年度には全体で23市町村に大きく拡大され、ほぼ半数の市町村が取り組みを始めたという実態でございますので、実施について真剣に考えなければいけない状況にあると考えますので、早々な実現に向けて検討に入っていきたいと、このように思っているところでございます。

- ○議長(浅井武光君) 15番、水野君。
- ○15番(水野千代子君) 早々に検討ということでございますので、しっかりと検討をして いっていただきたいということでございます。

今、先ほど部長も言われましたように住民検診とか人間ドック、また、社会保険での会社での住民検診、それぞれを合わせましても確かに健康診断、自分たちの健康は自分で守るという、そういう健康志向の高さが伺えるものでございますので、早期実現に向けてスタートをしていっていただきたいというふうに思います。

そして、国は健康づくりへの取り組みに特典を与えますへルスケアポイント制度の普及に向けた検討会を立ち上げるようでございます。これは、ことしの5月に医療保険制度改革に伴う取り組みで、運営主体である保険者が実施する場合の指針を今年度中に策定するようであります。制度導入の効果としましては、自立して日常生活ができる健康寿命の延びが期待されているところでございますが、この国の制度は通知がされているのかどうかということをお聞かせをください。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) ヘルスケアポイントについての御質問でございます。議員

御指摘のとおり持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律がことし5月27日に交付されまして、この法律の中に健康保険の保険者が予防・健康づくりに取り組む加入者へヘルスポイントを付与し、健康グッズ等と交換できるといったインセンティブ、報奨制と言うんですか、そういうものを取り組むという強化支援が盛り込まれたものでございます。健康マイレージ制度と異なる点につきましては、診療レセプト、それから健康データを活用した分析に基づいたデータヘルスの推進を図るということでございまして、被保険者個人へのポイントの付与に加えまして、取り組む保険者に対しても後期高齢者支援金の加算、減額をするなどの制度が予定されておるというものでございます。国はこの制度を30年度から開始するという予定で流れておりまけれども、現行制度の中で前倒しして支援するなどの考えも示されておりまして、現在検討中のところというところでございます。したがいまして、このヘルスケアポイントの制度について具体的な通知については、まだ国のほうから届いてないというのが現状でございます。

- ○議長(浅井武光君) 15番、水野君。
- ○15番(水野千代子君) このヘルスケアポイントというのはまだきちんとした形での国からの通知がないということでございますので、やはり通知を見守っていきたいかなというふうに思っております。

先ほど、県内のマイレージの実施している市町、23ということでお聞きをいたしました。それぞれの参加対象というのは各市町村で違います。例えば、全市民を対象としているだとか、小学生以上だとか、18歳以上など、それぞれかというふうに思いますが、実施をしている内容、また、自治体の特徴などありましたらお聞かせを願いたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 現在、マイレージを実施している内容等の特徴についての 御質問でございますけれども、私のほうのつかんでおるところでいきますと、参加対象 につきましては二十歳以上というところと18歳以上、このように2つに分かれるので はないかというふうに思っております。また、在住者というところと、それから在勤、 在住というところ。それから在勤、在住、在学というような形で対象者もまばらという ところでございます。高校生は除くといったような市町村もあるようでございます。

事業内容でございますけれども、蒲郡市におきましては27年度の特典として体重測定100日チャレンジを目指せ1万人という事業を実施をして、100日達成した人は50ポイントが付与される、そこで優待カードが交付されるわけでございますけれども、交付時に保健師、または管理栄養士等が対応して健康結果からの簡単な健康アドバイスをするというような事業を展開しているところもございますし、岡崎市は健康診断の受診、健康づくりの教室講座などの受講された場合ポイントが付与されて、40ポイント以上たまると商品と交換できる、こういうような制度も運用しているようでございます。大山市、岩倉市、扶桑町においては、健康受診の場合はポイントを付与するというようなところもございますし、岡崎市、あま市でございますと優待カードのプレゼントのほかに市独自で抽せん会を行いまして景品が当たるというような、そんなような取り組み

をされておるということを把握してございます。

- ○議長(浅井武光君) 15番、水野君。
- ○15番(水野千代子君) さまざまな市町によってこのマイレージに挑戦するという、健康 のために行うメニューを自分で取り組んでいくという、こういう取り組みがされ、また 住民の人たちが楽しんでそれに取り組んでいかれるように、またその行った先には何か 楽しいものがあるようなそういうものでございます。確かに、蒲郡市のは私も読ませて いただきましたが、100日間で体重を何キロ減らすとかそういうことをチャレンジを して、実際その目標が定まったらポイントを50ポイント加算するという、とても楽し いような、人には余り公表できないようなそういうところもございますが、楽しいメニューかなというふうには思っております。

対象の年齢なのでありますが、やはり20歳以上、18歳以上というのが確かに多いかなというふうに思うわけでありますが、例えば、子ども、小学生から取り組む、そういう市町もあったように私は記憶をしているところでございます。やはり基本的な生活習慣が定着する時期、やはりそれは小学生からでもあるのかなというふうに思いますし、また、小学生が健康づくりに関心を持つことは将来の生活習慣予防にもつながっていくんではないかなというふうに思うわけでありますので、やはりこの辺は年齢はしっかりと検討していただいて、住民のみんなが家族でそろって挑戦できるような、そういうことも私はあったら楽しいのではないかなというふうに思うわけであります。

それから、健康づくりにつながる取り組みの内容でありますが、マイレージの事業をもうやってみえる市町村、自治体中に、そのメニューですね。こういうものに取り組んだら何ポイントですよという、そういう楽しいメニューがございましたらお聞かせを願いたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 事業メニューについての御質問でございますけれども、今 御提案をいただいたところばかりでございますので、これから検討に入るという段階だ というふうにお答えしたいと思います。具体的な制度設計については本当にお答えを用 意してございませんので、御理解いただきたいと思います。実証することとなりますと、 やっぱり当然県との協議が必要でございまして、先行する市町村の例を参考にいたしまして幸田町の独自性を生かせる、そのような取り組みは考えていきたいと思っております。また、参加事業につきましては健康課の所管する人間ドックとか健康住民検診、が ん検診等の事業にこだわらず、健康に関する事業であれば他部局の協力も得ましてポイントの付与というような形も考えていきたいと、このように考えておる次第でございます。
- ○議長(浅井武光君) 15番、水野君。
- ○15番(水野千代子君) これから制度を活用するということでございますので、余り細かくはお答えを願えないかなというふうに思うわけでありますが、やはり取り組みには早い時期がいいのかなというふうに思っておりますので、もう1つお考えをお聞かせを願いたいというふうに思います。

先ほど部長もさらっと言われましたが、このポイント制度はポイントだけでチャレン

ジして優待カードの協力店で特典をいただく、それだけではなくて、それプラスある一定のポイントをそれに上乗せしたら商品が抽せんで当たるという、こういうおもしろい事業をやっているところがございます。やはり私は、これは町独自の商品の抽せんも取り入れていくべきではないかなというふうに思うわけでありますが、この点について再度お聞かせを願いたい思います。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) なるだけ早い時期にと、検討も早い時期にという御提案で ございますので、これについては早々にも取り組みを始めたいと思っております。また、 抽せん会というような形で本当にポイントの加算だけではなくて、町独自の取り組みと いう御提案もございますので、これについてもそのような方向で検討のほうは入ってい きたいと、このように思っております。
- ○議長(浅井武光君) 15番、水野君。
- ○15番(水野千代子君) 早々に取り組むということで抽せん会も取り入れたいというその 思いをお聞きをいたしましたので、お伝えをお願いしたいというふうに思います。

まず、健康づくりの参加を勧めるためにもぜひ幸田町の特産物。例えば、筆柿とかいちごとか、なす、これは季節にもよりますが、これを商品としてはいかがかなというふうに思います。また、お米なんかも商品としてはいいのではないかなというふうに思っておりますので、御検討を願いたいというふうに思います。幸田町の第2次健康こうた21計画の中で、幸せな楽しい暮らしはまず健康というふうに基本理念でもうたっているところでございます。全町民が楽しく健康的な習慣を始められるような、そんな健康マイレージ事業の早期の取り組みと、先ほど言いました商品の抽せん会の導入も検討をしていただきたいということを再度お願いをして次の質問に移りたいと思います。

次に、子ども議会の開催についてお伺いをいたします。

選挙権年齢を現在の20歳以上から18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が平成27年6月に成立。施行日は1年後の平成28年6月19日となっております。日本で選挙権年齢が変更されるのは、1945年に25歳以上の男子から現在の20歳以上の男女となって以来70年ぶりとなります。国政選挙では明年夏の参議院選挙からの実現となり、来年18歳、19歳を向かえる現在の高校2年、3年生などの未成年者が投票を体験することとなります。全国では、その新たな有権者となる数は約240万人で、全有権者の2%に当たると言われております。本町の新たな有権者は何人で全有権者の何%となるかということをお聞きをいたします。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 健康マイレージのことでございますけれども、議員の御提案のありましたことも検討課題の中に入れまして早期に検討を進めていくということでお願いしたいと思います。
- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 法改正に伴います選挙人名簿システム、こちらのほうの改修の ほうを幸田町は行っておりません。その点、今回は住民基本台帳から抽出いたしました 参考数字にて説明のほうをさせていただきます。

9月2日の定時登録と同じくして18歳、19歳の人数を拾ってみましたところ、18歳が400人、19歳が376人、合計776人、合計をした数字からの割合では18歳が1.29%、19歳が1.21%合計で2.5%でございます。現在の幸田町の人口、9月1日現在ですが人口が3万8,875人、それに対しまして有権者の数が3万286人ということで、有権者の率は77.9%となっております。これに対しまして18歳以上に拡大されますと有権者の数が3万1,062人となりまして79.9%、約8割の方が有権者となるということになります。

- ○議長(浅井武光君) 15番、水野君。
- ○15番(水野千代子君) 町民の全有権者がかなりの割りでふえるということでございますし、また新たな有権者は2.5%ぐらいになるのではないかということで、776人ですね。なるのではないかということでお聞きをいたしました。全国的に投票率の低下、特に若者の投票率の低下が問題となっております。総務省の調べでは、国政選挙の年代別投票率は平成26年12月に行われた第47回衆議院選挙では20歳代が32.58%、30歳代が42.09%となり、平成25年7月に行われた参議院選挙では20歳以上が33.37%、30歳代が43.78%といずれも他の年代と比べて低い水準となっております。本町の20代、30代の年代別の投票率も同じぐらいではないかというふうに思われております。若者の投票率を上げるための町の考え、策があればお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、文部科学省はこの9月、選挙の意義や制度の解説、模擬投票の実践例など を載せた政治教育の副教材を全高校生に配布する予定と聞いております。では、本町の 選挙についての出前講座の現況をお聞かせをください。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 今、若者の投票率が低いということでのお話がございました。 国政選挙では今議員が言われたとおりの低い投票率ということでございます。愛知県の 今年行われました知事選挙、こちらのほうの数字で見ますと20歳から24歳、一番最 も若い年代、こちらのほうの投票率が18.88%、一番高い投票率というのが65歳 から69歳、こちらのほうで45.55%というのが愛知県の今回の知事選挙の投票率 でございました。幸田町での投票率につきましては集計をしておりませんので、年代別 の投票率というのはちょっと公表ができないということでございますので申しわけござ いません。

投票率の向上のための策ということでございましたが、なかなか実際投票率の向上というのは難しいということでございまして、いろいろな啓発物品の配布だとかそういったことも行っておりますが現実にはなかなか投票率の向上というのが難しいというのが現状でございます。今、議員が言われました出前講座、こちらでございますが、本町では選挙に関する出前トークというものを毎年実施をしております。高校生や中学生を対象としたものにつきましては、愛知県の選挙管理委員会、こちらのほうで実施をしております。町では小学生を対象とした出前トークというものを実施しております。平成25年度におきましては、坂崎、荻谷、深溝、豊坂、この4小学校にて6年生を対象に実施をいたしました。昨年26年度につきましても同じ4小学校にて実施予定でございま

したが、昨年、衆議院の解散総選挙、また、統一地方選挙、こういったものがございまして26年度につきましては実施のほうはできませんでした。本年度、27年度につきましては、これまでと同様に同じ4校にて6年生を対象に、229名を対象に実施を予定しております。

- ○議長(浅井武光君) 15番、水野君。
- ○15番(水野千代子君) 若者の投票率の低さというのは全国でも、また県でも町でも同じような傾向ではないかなというふうには思います。今、部長が言われましたようになかなか投票率を上げるというのは難しいかもしれません。しかし、啓発はできるかというふうに思いますので、町独自の啓発活動も検討していただければいいかなというふうに思います。

それから、選挙の出前トークを町では4小学校でやっているということで、25年度も4校。また、本年度も予定をしているということでございます。本年度は229名を予定しているということでございます。本当に子どものときからこういうものをしっかり聞いていけば、私は投票率もこの人たちが18歳になったときにそのことを思い出して投票率の向上につながっていくのではないかなというふうに期待をするところでございます。

今、6小学校のうち4小学校が出前トークをしているということでこれも少し私も聞かせていただきましたら、中には模擬投票を経験しているということもお聞きをいたしました。このとき選挙出前トークを受けた子どもの何か感想等がありましたら、主なものでいいのでお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、平成23年4月1日に幸田町子どもの権利に関する条例が施行をされております。子どもにとっての大切な権利、7つの中に参加する権利があります。参加の場で自分の気持ちや考えを表明することができ尊重されるとあります。自分の気持ちや考えを表明する権利を具体化する場の確保は現在どのようにされているかということをお聞かせを願いたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) まず、独自の啓発ということでございますが、いろいろな啓発活動、これはいろんな市町村が行っておるということもございますので、そういったものを参考にしまして少しでも投票率が向上するように努力のほうをしていきたいと考えております。

それから、出前トークをやった子どもたちの感想というものですが、一番多い意見としましては実際に投票を体験してみて楽しかったと。それで、大人になったら選挙に行ってみたいと思ったというような感想を多くいただいております。それから、子どもたちは模擬投票、こういったものを体験しまして家に帰ってから親御さんともお話されるということで、親御さんからもアンケートをいただいておりまして、親御さんのアンケートの結果としましては、選挙に対する関心が子どものうちから持てるのはよいことなので続けてほしいというようなことを親御さんからも言われておりますので、今後もぜひとも続けていきたいと考えております。

○議長(浅井武光君) 住民こども部長。

- ○住民こども部長(山本茂樹君) 幸田町子どもの権利に関する条例施行後の取り組みの関 係でございます。条例第24条におきまして、町は子どもを大切にするまちの実現に向 けて子どもの意見を聞くため幸田町子ども会議を開催しますと定めております。この規 定に基づきまして、平成23年度から毎年夏休みの午後、2日間にわたり町内3中学校 及び幸田高校生の2年生を対象に男女2人ずつ、計16人の生徒の方に集まっていただ きまして、テーマを決めてワークショップ形式で意見交流の場として子ども会議を開催 しているところであります。また、そこで出されました意見につきましては11月のこ うた広報に掲載、公表しているところであります。本年度の取り組みでありますけど、 8月25日の火曜日、26日の水曜日の午後2時から5時、合計6時間にわたりまして 役場の4階のホールのほうで、テーマを「子どもの権利、伝えなきゃ伝わらない、どん な言葉で伝えるの」という内容で、条例に掲げる7つの権利について友達に伝えるとし たらどんな言葉にするのかをグループワーク形式で意見を出し合っていただきました。 最初に参加した生徒に私が挨拶の中で権利条例を知っていますかと聞いたら誰も知らな かったと言う実態がありましたけど、この権利条例について学び、またグループワーク を通じまして自分の意見を表明し、またはほかの生徒の方の意見を聞き交流する中で、 終了時にはほとんどの生徒の皆さんが子どもの権利について知ることができて大変よか った、充実した時間を過ごせてよかったという感想をいただいておるところであります。 子ども会議は条例24条に基づき、引き続き子どもの権利についての普及と、自分の気 持ちや考えを表明することができ尊重される参加する権利を保障する場として継続して 開催していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(浅井武光君) 15番、水野君。
- ○15番(水野千代子君) まず、選挙の出前トークの子どもたちの感想でありますが、やはり子どもたちは楽しかったって。選挙についても大人になったら行ってみたいというそういう子どもの声もあったということで、また親御さんのほうも続けていっていただきたいというそういう声があったということであります。本当に子ども心に身についたものは大人になってからも楽しかったことは忘れないのではないかなというふうに思いますので、投票率の向上につながっていっていただければいいかなというふうには思っております。

それで、小学校が 4 校、 6 校あった中で 4 校がこういうことを実施しているということでございます。これは校長のお考えの中で、授業の中で取り組まれているのかなというふうに思うわけであります。もし許す範囲でありましたら、やはり町の小学校のスタートを合わせてと言うんでしょうかね。また同じような経験を子どもたちにさせてあげられる場所ができたらいいかなというふうに思うわけでありますが、その辺についてのお考えをお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、子どもの主張でございますが、子どもの考えを表明する場所でございます。 今、部長が言われましたように平成23年度からですかね。子ども会議というのを本町 でもやっております。子どもたちが自分たちの権利を主張しております。私もこの8月 の子ども会議というのを見学させていただきました。本当に子どもたちは初日は実際知 らない人たちですのでなかなか自分の意見を言わなかったんですが、やはり高校生が入 っているということで高校生が口火を切ると次から次へと自分たちの主張が出てくるのかなというぐらい、そのぐらいあるものを見ていましてすごくその姿から頼もしさも伝わってきました。幸田町にも子ども権利条例ができる前に過去には子ども議会というのを開催していたというふうに聞いておりますが、その成果というのはどのようかということをお聞かせを願いたいというふうに思います。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 選挙の出前トークにつきまして、現在4校で行っておるという ことでございますが、過去にはほかの小学校でも行っておったという実績もございます ので、学校のほうのカリキュラムの関係もあるとは思いますが校長先生のほうにもぜひ とも応募のほうをしていただけるように推進のほうをしていきたいというふうに思って おりますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 子ども議会、これまでに行われた内容でございますけれども、昭和54年、この年が国際児童年ということで記念行事の一環として8月30日に町の議場におきまして子ども議会が行われた。議員には町内の各小中学校の代表、それから、町側から町長及び教育長、課長が出席をして「私たちの望む幸田町」という議題で交通問題を初め36項目で活発な質疑応答がなされたと。当時の広報を見ましてそういう形が載っておりました。その後、平成13年度から3年間、中学校単位で子どもたちの望むまちについて意見を聞くとともに、自分たちのまちに関心を持ってもらうことを目的に子ども議会を実施をしてまいったところであります。小中学生にとって自分のまちを知るという意味でよい機会になったというふうに考えております。
- ○議長(浅井武光君) 15番、水野君。
- ○15番(水野千代子君) ともにいい機会になったのではないかということでございます。 昭和54年のときには一度開催をして、また、13年度から行ったということでござい ます。その成果については今お聞きをいたしました。町内の子どもたちが自分たちのま ちの将来を見詰め、また子どもの目線でどういうまちになってほしいかということを先 ほどの子ども会議では語っておりました。例えば、平成26年度では町村合併60周年 の間の出来事を振り返り、現在のまちのよいところ、よくしたいところ、これからの1 0年後の幸田町の姿を話し合っておりました。10年後の姿は1つとして温泉やスポー ツセンター等を開設し、たくさんの人がまちを訪れ住みやすいまちになっている。2つ 目としては、大型商業施設等があり快適なまちになるが自然とも共存している。3つ目 には、子ども、若者、高齢者の3世代の交流ができるようなまちになっている、こうい うことを26年度の合併のときの、昨年度の子ども会議の折にこういうことが提案をさ れておられました。そして子どもたちは、昨年度ですね。きょう話し合ってつくり合っ たものが将来実現するといいという、こういう言葉を子ども会議では残しておりました。 この子ども会議は中学生、高校生が対象であります。また、小学校では子どもと大人の 合同ワークショップというものも開かれているということをお聞きをいたしました。こ の中でも、大人がしっかりと私たちの話を聞いてくれてとてもうれしかったなどと子ど もの素直な意見を話をしておられました。こういう話をする場所も大切でございますが、

子ども議会という提案する場を設けて、子どもたちが一人の町民としてまちづくりを主張してもらい自分たちの意見が将来に実現していくことになれば、今まで以上に子どもたちが自分のまちを愛し自分たちで住みやすいまちをさらにつくっていこうという、こういう考えになっていくのではないかなというふうに思います。子ども議会の開催をしていきませんか。このことについてお伺いをいたします。

- ○議長(浅井武光君) 町長。
- ○町長(大須賀一誠君) 子ども議会、昭和54年、私もその当時を知っておりますけれども、最初始めたころは先生たちが全部いろいろシナリオとか全部つくってって、そういう形をつくって入ったというふうに思っております。先生たちも大変だったなということを記憶しております。今お話がございましたように子ども会議というのが権利条例を制定以来、それが住民こども部のほうで、それからコーディネータでは黒柳先生とかいろんな方がいらしてうまく進めていただいているというふうに思っております。子ども議会と言うよりも、まず子どもの会議。子ども会議というのは幅広く進めて多くの子どもたちの意見が形ではなくてもっとフリーにトークできるようなことを考えていきたいなというふうに思います。この議会というのは最近新聞にちらほら出てまいりました。また最近そういうことをやるところが出てきたかなというふうに思ってるんですけども、かたいこういう場所じゃなくてもフリートークができるような場所をさらに設けて子どもの意見というのを反映していきたいというふうに思っておりますので、議会につきましてはもう少し御容赦いただきたいと思います。
- ○議長(浅井武光君) 15番、水野君。
- ○15番(水野千代子君) 以前は先生たちがシナリオをつくって大変だったかなというふう に今町長が言われたわけでございます。確かに、子どもたちが何かをやろうというと先 生たちの手を煩わすという、それも少しはわからないわけではないかというふうに思い ます。しかし、今の子どもたちは本当に考えております。考えて意見を言いたい、話し たい、またそして形にして残していきたいという、そこまでも考えている子どもたちも 多いのではないかなというふうに考えるわけでございます。私も新聞で見たわけであり ますが、例えば岡崎市では8月19日に生徒市議会というものを開催をされました。こ れは夏休み中の中学生がまちづくりの課題を話し合い市政に届けているものでございま した。その中では全国的に選挙投票率が下がっている、市独自の選挙ポスターの製作を。 また、美術品の展示やストリートライブができるフリースペースの設置をなど提案をし てみえました。過去にも岡崎市では生徒たちの提案が採用され実現したということも聞 いております。また、田原市では田原青年会議所主催のちびっ子議会というものが市議 会の議場で行われておりました。これは、子どもたちが事前に視察した内容を含め、市 に取り上げてほしい施策を壁新聞にまとめて、田原城の周辺を歴史と風情のある町並み にしてにぎわいを創出したいなどと市の未来について提案し、最後に起立し賛成をして おります。これは小学校の4年生から6年生の子どもが対象だったようでございます。 それぞれ各自治体が独自の手法で子ども議会を開催をしております。これらのように各 自治体で取り組み方や主体は違いますが、子どものときから行政とのかかわりを持つ場 を設けて、そこで子どもたちに意見を表明してもらう。また、幸田町も未来を担う子ど

もたちに町政に対して質問や提案をしてもらうことを通して地方自治の運営の仕組みを理解し政治への関心を深めていってもらうことができるというふうに考えております。本町は西三河でただ1つの町でございます。今後も自立していく町だというふうに思っております。今、地方創生が叫ばれているときでございます。子どもたちの声、提案が必ず将来を見据えたまちづくりにつながっていくと私は考えております。再度でございますが、幸田町独自の小学校、中学校、また、ここに高校生などを加えて子ども議会を議場で開催をすることについて、再度町長からのお考えをお聞かせを願いたいというふうに思います。

- ○議長(浅井武光君) 町長。
- ○町長(大須賀一誠君) 何か今それが一つのまたブームみたいになってきていまして、それをやると格好いいなという感覚があろうかと思いますけれども、子ども議会という形じゃなくして先ほど申し上げた子ども会議というものをもう少しもっと大きな形にしていきたいなと思っております。今回でいろんな意見が、出席されたからおわかりになってるんだろうと思いますけど、そういういろんな子どもたちの意見というのは取り上げて吸い上げていきたいというふうに思っておりますけども、何分現在のところでは今すぐ開催する気持ちは私自身ちょっとございませんので、大変恐縮でございますけどもつよろしくお願いいたします。
- ○議長(浅井武光君) 15番、水野君。
- ○15番(水野千代子君) これは決してブームではないというふうに私は考えております。 子ども議会は子どもの権利である意思表示の権利を保障する場の1つでもあるというふ うに思っております。と同時に、先ほども申しましたが子どもたちが政治への関心を持 つことにより選挙の投票率向上にもつながっていくというふうに考えておりますので、 ぜひともブームでというふうで捉えなくて、また検討をしていっていただきたいという ふうに思います。

次に、産前産後家庭支援ヘルパー派遣事業についてお伺いをいたします。

子育でに関する知識、経験がないまま妊娠、出産をしていきなり子育でをすることで育児不安から体調不良となる方が多いと思います。核家族が進み、近隣とのつき合いも少なく、家族や地域の友人の手を借りることが難しくなっております。頼みの夫も仕事が忙しかったり、帰りが遅かったりで手伝ってもらえる状況にない場合もございます。また、最近では高齢出産の女性も多く、その場合、親御さんも高齢化していてとても手伝いに来てもらえる状況にないという例もございます。母親が妊娠中や出産後に体調不良で家事や育児ができない場合、それらをお手伝いして子育でを支援する事業に産前産後家庭支援へルパー派遣事業というものがございます。近隣市町でも既に取り組まれているということでお伺いをしておりますが、近隣はどのような状況になっておるかをお聞かせを願いたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 産前産後ヘルパーの御質問でございますけれど、私どもが つかんでおりますのは県下4市の状況でございまして、岡崎市、安城市、刈谷市、名古 屋市が取り組んでおるというふうに承知しております。岡崎市の場合ですと、産後6カ

月以内で体調不良等の場合にヘルパーを派遣するというような内容でございますし、安城市でありますと生後2カ月までの乳児がいる核家族でというような場合に、社会福祉協議会等のシルバー人材センターを通しまして派遣がされるというような内容でございます。刈谷市ですと産後ホームヘルパーということでございまして、出産後2カ月以内の母親、核家族ということで援助するというような内容で派遣がされると。それから、名古屋市ですとこれは産前産後というヘルプ事業ということになりますけれども、妊娠中から出産後6カ月の間、市内在住の方について家事・育児が困難な場合に家事・育児をお手伝いするという派遣をされておるというようなことを承知しております。

- ○議長(浅井武光君) 15番、水野君。
- ○15番(水野千代子君) 県内ではまだまだ実施している自治体は少ないようでございます。しかし、妊娠初期はつわりで苦しみますし、また、家事や掃除もできない状態にもなります。出産後6週間前後は産褥期と呼ばれて妊娠・出産によって疲労し、変化した体の回復のためできるだけ体を休めることが必要な時期であるわけであります。しかし、体調がすぐれない方もございます。産後に体調が崩れるという方もございます。ぜひヘルパー派遣事業の導入をしていただきたいというふうに思うわけでありますが、そのことについてお考えをお聞かせを願いたいと思います。
- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 本町の場合ですと、先ほど言いました名古屋市初め4市と 比べますと村落部と言うんですか、昔からの住居も多く核家族という点でいきますと比 率は一定程度高いかもしれませんが住環境が都市部とは違うという中で、そのような声 と言うんですか、御意見と言うんですか、まだまだちょっと町には届いてないというよ うなところでございます。その中で、現在のところ産前産後を含めましてヘルパー派遣 事業というのは今のところ考えてないと、こういうような状況でございます。
- ○議長(浅井武光君) 15番、水野君。
- ○15番(水野千代子君) 今の実施している岡崎、安城、刈谷、名古屋市に比べて本町は核家族が少ないのではないか、住環境も産前産後お手伝いしてもらえるようなそういう人がいるのではないかということでございますが、私は決してそういうふうに思っておりません。幸田町も核家族が本当にふえてきております。確かに、何世代も、例えば2世代、3世代でお住まいの方がございます。しかし、皆さんそれぞれ働けるうちは働き、自分たちが健康を維持していく、そういうものでなかなか子育てまで手伝いできるというのは私は本当にだんだんと少なくなってきているのではないかなというふうに思いますし、核家族も幸田町は本当にふえてきております。そういう面からしますと、やはり私はヘルパーの派遣事業というのを前向きに考えていっていただきたいというふうに思います。出産前後の女性の体の変化を知って、心にも体にも寄り添いながら適切に産前産後の手伝いをするためにも、私はできるだけ早くこのヘルパーの派遣事業というのは取り入れていっていただきたいというふうに思うわけでありますので、再度部長の言葉をいただきまして終わりたいというふうに思います。
- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 核家族という点でいきますと、実は国勢調査の統計でいき

ますと、愛知県、核家族の総数が57.5%ほどあります。これは全体ですので親子と 子からなる世帯でいきますと全世帯の30.6%というのが愛知県の平均でございます。 ただ、幸田町が22年になりますけれども25.4%ということでございますので、そ れを考えますと若干核家族がおくれておるかなというふうに思いますけれども、これは 今後核家族が進むという点では御提案のあったような状況も今後発生するのではないか というふうには考えております。産前産後のヘルパーの派遣でございますが、当面現状 では具体的なことは考えてございませんけれども、子どもを育てる、それから母体保護 という点では健康課のほうで産前産後の相談も行っておりますし、また、赤ちゃん訪問 ということ、乳児健診も行っておりますので、その機会を通じまして育児や生活の相談 を受けさせていただく、その中で必要があれば現行制度の中での例えば社会福祉協議会 のヘルパーの派遣ですとか、シルバー人材センターの支援、家事援助と言うんですか、 ですとか、これは障害をお持ちの方なんですけれどもファミリーサポート事業、こども 課のほうが担当しておりますけれども、こういう事業への相談を通しまして心配するよ うな時期がないように配慮をしたいというふうに思います。ただ、先ほど言いましたよ うに核家族も進むという中でございますので、この辺の産前産後の家事援助支援ヘルパ 一の派遣事業につきましては当面の課題というふうにさせていただきたいと、このよう に思っております。

○議長(浅井武光君) 15番、水野千代子君の質問は終わりました。 ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時02分

○議長(浅井武光君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に、2番、伊與田伸吾君の質問を許します。 2番、伊與田伸吾君。

○2番(伊與田伸吾君) 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告をしてあります 2件につきまして順次質問をさせていただきます。

初めに、高齢者に優しい施設整備についてであります。

第5次総合計画第4章第4節の高齢者が地域社会の中で生き生き暮らすためにで掲げられています政策の目標に高齢者の社会参加機会の整備に努めるとし、高齢者に優しい施設整備として老人福祉センターを初め施設のバリアフリー化など、高齢者の利用に配慮した施設改修を行うというふうに記述されております。昭和53年建設の老人福祉センターを数回利用させていただきましたところでは、とても配慮の行き届いた施設となっていないのではと感じました。所管として現状施設をどのように把握され第5次総合計画期間中の平成18年から27年の間にどのような施設改修がなされてきたかお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 老人福祉センターの施設改修概要でございますけれども、 老人福祉センターにつきましては昭和53年4月に建設され築37年を経過しておりま

す。施設の老朽化が進行しておりますけれども耐震性は基準を満たしているということから、大型改修はせず施設維持を主体に改修を逐次行っているところでございます。この10年間では太陽熱温水パネルの撤去と風呂場の改修を平成18年に約1,530万円をかけまして施工させていただいております。また、階段昇降機の撤去に合わせて階段の手すりの取りつけ等を平成23年度に30万円をかけて。また、平成25年度には1階デイサービス室のカーペットの取りかえを95万円をかけて改修をしております。それ以外にも玄関、階段の手すり等、小規模な改修につきましては実施をしているところでございます。また、以前はトイレの洋式化ということも進めまして、利用しやすい高齢者に優しい施設を目指して本格改修とは言えませんけれども順次進めさせていただいているところでございます。

- ○議長(浅井武光君) 2番、伊與田君。
- ○2番(伊與田伸吾君) ただいま第5次の総合計画監修に空調設備だとか、先ほど申され ました階段手すりの取りつけの修繕だとか、25年にはカーペットの取りかえというふ うなものも、その他も順次年次ごとに行われているというふうなことで大変感謝すると ころではありますが、残念なところに平成23年度ですか、ついておりました昇降機な んですが、それを故障により撤去というふうなこともちょっと聞いております。大変残 念であります。総合計画に表記されているような高齢者の利用に配慮した施設整備とい うのには到底理解をちょっとしがたいところでございます。老人福祉センターにつきま しては、私の手持ちの施設利用案内によりますと鉄筋コンクリートづくりの2階建てで、 建築延べ床面積は625.85平方メートル、建設後37年を経過することが先ほどの 部長の答弁にもございました。そうした中での老朽化というものも目立ってきておりま す。施設利用者が楽しみとされてきた浴場が廃止され、一部は生きがい、デイサービス の浴槽として利用されております。また、風呂場の一部は物置としての利用がなされて います。また、施設のバリアフリー化の面という点におきましては、以前設置されてい ました一人乗りの昇降機、先ほども答弁がございましたがこれは撤去されまして、2階 の大広間を利用するには手すりのついた階段しかないということでございます。また、 各室出入りの際につきましては床面との段差というものがありまして、施設を利用する 高齢者にとって優しい施設とは考えられません。決算成果説明書によりますと平成25 年度の施設利用者は年間1万108人で、うち団体利用は延べ744団体と記されてお ります。また、先日いただきました平成26年度の決算成果説明書によりますと1万2 58人の利用で、うち団体利用は718団体ということでございます。施設利用に関し ましては微増ということがこの数字から伺われます。

そこで、平成26年度、その施設利用者の1万258人の内訳をお聞かせいただきたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 平成26年度の福祉センターの利用状況、特に1万258 人の内訳ということでございます。これにつきましては、老人クラブの方がお使いになりましたのが、年間でございますが5,930名の方が御利用いただいております。それから、個人利用でございますけれども570名の方が利用でございます。団体利用と

いうのは、これは芸能発表等で使われておるということでございまして718団体が芸能等の団体でございます。それから、デイサービス、1階部分でございますがデイサービスの利用が年間で1,939人、陶芸教室も開いてございまして、この方たちが1,101名、合計で1万258人という内訳でございます。

- ○議長(浅井武光君) 2番、伊與田君。
- ○2番(伊與田伸吾君) ただいま施設の利用関係につきまして利用の人数の内訳を聞かせていただきました。施設の利用者というのはここで先ほど申されましたように 5,93 0名ということで、その大半の関係につきましては先ほど老人クラブということでございます。その老人クラブの構成につきましては 65歳以上ということで大変年齢幅がございます。実際施設を利用されています方、75歳以上の高齢者に当たる方の利用が大半であろうかと私は思っておりますが、その辺の実態はどんなものか、どのような実態なのかちょっと一つ教えていただきたいと思います。
- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 老人福祉センターの利用者の年齢構成についての御質問で ございますけれども、特に利用者の方の年齢というものを調査をしておりませんので正 確な状況をつかんでおるというわけではございません。しかしながら、議員が御指摘のように利用者のほとんどが老人クラブの方たちということでございますので、当然ながら65歳以上の方が大半だというふうに思っております。特に老人クラブの現状でございますけれども、26年度の老人クラブの会員が1,880人お見えになるという資料がございまして、うち75歳以上の会員の方が1,310名、70%が75歳以上の会員の方というような実態でございますので、御指摘のとおり、御推察のとおり老人福祉センターの利用者については75歳以上の方が大半であると、このように推測されるわけでございます。
- ○議長(浅井武光君) 2番、伊與田君。
- ○2番(伊與田伸吾君) ただいまの利用の中で、特に老人クラブの利用者、それも老人クラブの構成員が75歳以上が大体70%ということでございます。私も老人クラブの一員としてこの6月以降かかわってきておるわけでございますが、実際、その施設利用に際しまして感じましたことは、屋外での運動、グラウンドゴルフだとか、ゲートボールだとか、そういうものについてなかなか屋外での活動に不自由をされているような高齢者の方が福祉センターの2階で繰り広げられる演芸などを楽しみに階段を他人に支えられながら利用されている姿を見ます。そういう姿を見るにつけまして、これが本当に高齢者に優しい施設と言えるのかというような感じを受けました。他人の支えを必要とする施設利用者にとって、階段があるがゆえに施設の利用を断念する、そのような方もお見えになると耳にしました。

そこで御質問ですが、高齢者に優しい施設に近づけるためエレベーター設置などバリアフリーに向けた取り組みをする考えはないかお尋ねするものです。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) エレベーター等を含めました改修についての御質問でございます。 2階へ上がる昇降機につきましては、設置当時からかなりたちまして故障した

ということで改修を予定したんですけれども、機械が古い、それから製造会社が既につぶれておったということで機械の取りかえができないということで撤去をさせていただいたというような経過でございます。2階へ上がるについては御自分の力で上がっていただくというような施設になってしまったというのが現状でございます。職員によるサポートもさせていただいておりますので、大変御不便をかけているというのが現状のところでございます。10年ほど前でございますけれども、エレベーターの取りつけについて外づけが可能かどうかについて業者も呼びまして検討したことがございます。実は、構造的に、それから敷地的にも外づけというのは難しいという結論をいただいておりまして、その時点でエレベーターの設置については断念したというようなところでございます。ただ、10年前と現在とでは先ほども御指摘いただきました利用者の方たちの年齢も上がってきておりますので、再度多面的な方法も検討に入れまして安心して利用しやすい施設のために施設改善、改造について、特にエレベーターをどのように取りつけられるかということも含めまして再度思考したいと、このように思っておるところでございます。

- ○議長(浅井武光君) 2番、伊與田君。
- ○2番(伊與田伸吾君) ただいま施設の整備、エレベーター設置についての御質問をさせていただいたわけですが、いろんな御事情があって現在に至ることは現場を見てわかることですが、先ほど部長の答弁にありましたように一つ再度検討という御答弁もいただきました。この施設につきましては、特に高齢者に優しい施設ということで可能な範囲で改修を進めていくというふうなこともございますが、しかしながら、先ほど申しました今は状況でございますので再度検討ということは大変ありがたいと思ってます。期待をさせていただきたいと思います。

私も一般質問通告後に知ったことなんですが、福祉センター昇降装置設置に関する要望というものが平成26年3月10日付で幸田町老人クラブ連合会から町長宛てに出されています。その内容はと申しますと、幸田町老人クラブ連合会は町の団体支援について大変感謝するところであるという記述から、老人福祉センターにつきましては年間6,000人近くのクラブ員が利用する中で2階への移動が困難と訴えられる方も多くあり昇降機設置をお願いしたいと、そのような要望も出されております。ぜひとも利用者の熱い期待に応えていただきたいと思います。

次に提案でございますが、幸田町地域福祉計画では5人に1人が高齢者となり、10年後の平成37年には団塊の世代が75歳を迎え、後期高齢者が前期高齢者を上回ることが予想されています。幸田町の将来を考える。高齢者がみずから行動し社会参加できる環境の整備は必要と思います。現在の老人福祉センターは町南部に位置し、平たん部の少ない山下の地にあります。また、敷地も狭く段差もあり、駐車場スペースも少ない、そんなような状況でございます。将来を見据え福祉施設を統合しより効果ある福祉施策を展開されてはと思いますが、総合福祉センターの建設についてどのようにお考えなのか、提案しお伺いするものでございます。これにつきましては、できましたら恐らく担当所管部長ではなく町長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。

- ○健康福祉部長(大澤 正君) 老人クラブからの要望につきましては承知をしておりますが、先ほどの事情のような中でなかなか取り組めないということもございます。特に、昇降機につきましては一人分については非常に不安定ということもありまして、設置についてはちょっと見送らせていただいておるというところでございます。本格的改修につきましては、先ほど言いましたように耐震基準がということでございますので、今のところ見送らせていただいておるということでございます。
- ○議長(浅井武光君) 町長。
- ○町長(大須賀一誠君) 老人福祉センターの件でございますけども、老人クラブの会長さんでもあられる伊與田議員から御質問でございます。

前から老人クラブの連合会長からも施設が古くなってるから何とか新しいものにというお話は聞いているところでございます。先ほども健康福祉部長が答えましたように、エレベーターにつきましては現状の内部の少し改装もしながら当分それで御利用いただこうかなということを思っておりまして、総合福祉会館というのはトータル的な福祉会館ということでいろいろお話があるわけでございますけども、子どもと高齢者とか、そういう方たちが触れ合うような場所の従来型の老人福祉センターじゃないものに対して、このPFI、そういうものも一緒に入れて形の中で検討したいなというふうに思っております。要は、町もいろんなところで行政のお金を使っているわけでありまして、その一つ一つのものをまた再度検討しながらいきたいなというふうに思っております。当面は現状の施設を神本徳市町長がつくられた福祉センターでございます。もう少し使わせていただこうかなというふうに思っております。

- ○議長(浅井武光君) 2番、伊與田君。
- ○2番(伊與田伸吾君) 今、町長の答弁もありました。また、所管部長の答弁もございましたが、いずれにしても現在の老人福祉センターにつきましては、どちらかというとだましだましで何とかいきたいというふうにお伺いしました。しかしながら、それも一定の年次的な限度もございますので、先を見誤ることなく一つお願いをしたいと思ってます。現在の福祉センターにつきましては、先ほど申しました築後37年を経過ということで、今後一層老朽化の拍車も係ろうかと思います。施設整備の時期を失することのない取り組みをお願いしたいと思います。

次に、第2点目に入らせていただきたいと思います。

災害に強い防災まちづくりについてであります。幸田町は第5次総合計画第1章第1 節の災害に強い防災まちづくりの現状と課題で、災害の未然防止と災害から住民の生命、 身体と財産を守るため有事に備えた災害対策を行い、災害に強いまちづくりの推進が重 要との考え方によりまして今まで諸施策が推進されてきたかと思います。私の住む地区 におきましては、集中豪雨時に床下、道路、時によっては床上ということもありました が、冠水する地区がありまして一定の対策は講じられているものの抜本的な対策につき ましてはまだ整っていないというふうに理解しております。集中豪雨の都度その周辺住 民につきましてはその対応と不安に駆られているのが現状です。たまたま明朝台風18 号がこの中部地区を直撃するということも予想されております。大変心配するところで ございます。こうした心配される地域でありますがほかにも同じような地区もあろうか と思いますが、当地区のこうした恒常的な冠水地域に対する早急な対策を講じる考えを 問うものであります。よろしくお願いします。

- ○議長(浅井武光君) 建設部長。
- ○建設部長(近藤 学君) 近年の集中豪雨に伴い、町内では鉄道のアンダー部分を初めとした排水不良箇所と思われる冠水が約15カ所ほど心配されるところがございます。その中でも特に高力地区でございますが、昨年の局部的短時間雨量豪雨の場合、7月19日にございましたけれども、倉庫の床面などまで浸水が発生しているという状況でございます。特にこういった地区については、相見川に近接しているものの地盤が低く強制排水が必要なことから、排水ポンプを平成12年ですね。15年前になりますけども756万円をかけて設置をしておりますが冠水してしまうという状況になっていると。所管としても特に注視しているというような現場の1つでございます。

こういったこの箇所についての対策といたしましては3つほど考えております。その 1つ目は、排水ポンプへの負荷を減らすと。軽減するためにそこへ入ってくる流入エリ アを制限、抑制できないかという考え方。また、2つ目は排水ポンプ自体の能力アップ を図ったらどうかということ。3つ目につきましては、日常的な排水施設管理、側溝の 清掃とか降雨情報に伴う事前対応と応急対応の体制強化、この3つが考えられるという ことで、まず1つ目の対策としましては、この上流部で横断側溝ですね。横断施設を道 路のところに設置して赤川という準用河川のほうへ流入させるということで今現在設計 をしておりまして、来月には対応できるのではないかというふうな状況になってきてお ります。また、2つ目のポンプの関係ですけれども、このポンプ設置業者とも打ち合わ せをしておりまして、その吸引能力を含めた抜本的改良ができないかというようなこと を協議、対応しているところでございます。そして、3つ目の対策としましては日常管 理でございます。土砂堆積とか清掃、施設点検、これはこの地区だけではない問題です けれども、それと事前対応、落ち葉やごみ等による吸引阻害を除外するものなどを対策 するということで、本日も明日の18号の接近に備えてその準備をしておるということ で、いわゆる日常管理としての対応はしていくという、3つ目の対策はすぐにでもとい うことで行っているような状況でございます。

以上です。

- ○議長(浅井武光君) 2番、伊與田君。
- ○2番(伊與田伸吾君) ただいま私のほうから私の住む地区のピンポイント的な治水対策について御質問をさせていただき、その中で一応3点にわたって御答弁をいただきました。まず、当面の対策と。それと今後どうしていくかということにつきましてはいろいるまたお考えいただけるということでございますが、ぜひとも安心し生活できる環境づくりを実施していただきたいというふうに思ってます。

そして、幸田町における抜本的な治水対策、これにつきましては河川改修と遊水地整備にあるということは私も理解するところでございます。その早期改修整備を上流域に住む者としましては切望するところでございます。河川改修は、下流から順次整備されていますが、恒常的な冠水地区を抱える当地区にとって上流に当たります1級河川、相見川の改修というものも今後どのように進めていただけるか重大な関心事の1つであり

ます。

そこで御質問ですが、相見川の改修計画、今後どのような形で進んでくるのか、どんな現状にあるのか一つ御説明をいただきたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 建設部長。
- ○建設部長(近藤 学君) まず、1級河川の広田川の支川としましては、柳川とか相見川、 尾浜川、赤川などがございますけども、この当該地区の近接を流れる相見川につきまし ては河川延長としては3.7キロ、流域面積は14.37平方キロということで、掘割河 川だったり、盛り土堤防河川だったりという混在しているような状況で、河床の勾配に ついては専門的になりますけれども260分の1の河床勾配を持っているということで、 上流から流れて尾浜川を合流させて広田川へ流入しているという河川でございます。こ れについて平成22年3月、21年度末に愛知県が発表した1級河川矢作川下流圏域河 川整備計画、いわゆる河川整備計画というものを発表しておりまして、これは対象期間 はおおむね30年ということで、22年から30年というと52年になってしまいます けども、そういった30年計画を河川整備計画として持っておるということであります。 この当該相見川につきましては、広田川の合流から上流2.2キロですね。全体が3.7 キロのうち2.2キロ、高力の高崎橋ですね。石川との合流点、ここまでの整備計画が 定められているという状況であります。その内容としましては、流下能力の増大を図る ため河床の掘削とか河道の拡幅、築堤、橋梁改築、護岸整備が必要となっているという ふうな計画になっております。現在、この区間については低水護岸という形で整備が施 されているものの、いわゆる災害対策で災害復旧の程度しかその対応はできおらないと いうことでございます。早期整備を愛知県へ要望しているところでございますが、先ほ ど議員の言われるように下流の広田川整備が優先されるということが実情でございます。 そういった面で河川改修に期間を要すということでございますので、河川維持管理をし っかり強く要望しているというような状況でございます。
- ○議長(浅井武光君) 2番、伊與田君。
- ○2番(伊與田伸吾君) ただいま相見川の改修計画というのは平成22年3月の県の河川 整備計画で一応計画づくりは出されているということで、石川との合流点ということで ございます。ちょうど私どもの地域の冠水する地域がこの整備区間内にあるということ で、先ほどの関係につきましても一つあわせまして県のほうに強く整備をお願いをして いただきたいというふうに思っております。

そこで、先ほどの答弁の中に下流から、それも今現在下流のほうを実施しているということですが、相見川を初めとします支川改修につきましては相当な期間を要するというようなニュアンスであろうかというふうに思ってます。早期に支川改修を手がけていただく、そうした上には根幹となる広田川の改修、並びに遊水地整備が急務のようであります。平成20年8月末の集中豪雨以来、広田川の改修が進められていまして、現在の整備状況については8月10日開催の福祉産業建設委員協議会の資料におきましても、また、8月19日の管内視察資料などによりましても理解するところでございますが、柳川合流点までの改修については新田橋を除いて平成28年度には工事の完了が予定をされているということでございました。今後、上流の改修整備を進めていただくのに当

たりましては、事業用地の確保など家計する地域、並びに地権者の方々の御理解と御協力をいただきに事業推進を図っていただきたいと思ってます。

そこで質問ですが、幸田町におきます治水対策の根幹を成します遊水地整備、並びに 柳川合流点から遊水地までの広田川の改修、これらのものにつきましては今後どのぐら いの期間を要するものかをお尋ねをさせていただきます。

- ○議長(浅井武光君) 建設部長。
- ○建設部長(近藤 学君) 協議会などで説明をさせていただいておりますが、まず、菱池 遊水地につきましては区域面積が24ヘクタールということで外周を盛り土の堤防にて 囲いながら、本川から越流堤というもので広田川から流入させるということで、貯留量 は64万トンということでございます。相見川との合流後、下流への流量ですね。毎秒 130トンに抑えるということで、いわゆる10年に一回の確率降雨強度に対応すると いうことで10年一の対応というので整備をしている状況でございます。平成25年に この遊水地につきましては買収方式で進めるということが愛知県から方針が示され、今 現在、周囲の堤防の詳細設計、また、地質調査などを進めながら用地測量とか用地調査 を行い用地買収を進めていくわけなんですけども、利害関係者、いわゆる地権者の方も 120名以上という形で多くなっておりまして、今現在、地権者代表組織と調整を進め ながら早期整備への準備をしているところでございます。しかし、これの事業を国の社 会資本整備総合交付金という事業の中の防災安全交付金を活用していくということも考 えておりまして、今現在、全国的には津波対策への港湾予算強化が強く、こういった内 陸部の河川の予算が大変厳しい状況に今来ております。しかし、今これは強く要望して きたことでございますのでさらに要望していくということで、どれぐらいの時期にとい うことがお答えづらいところでございますけれども、そういった面で強く国へ要望して いる状況でございます。

まず、本川についての広田川につきましては、これは101平方キロという大きな流 域がございますけれども、これも協議会でお答えさせていただいているように実際には 河川整備計画で下流から5キロ地点の中島勅使橋から上流7.6キロ間を整備計画に位 置づけておるということで、7.6キロと申し上げると六栗の倉添橋付近までの位置づ けがされているということであります。この整備計画の中身については、流下能力の増 大を図るため河川の河床の掘削とか河道拡幅、築堤、橋梁改築、護岸整備を行うという ふうなことになっております。またこの下流から砂川の合流点まで、これも今2.8キ ロ区間は20年8月末豪雨を受けて床上浸水対策特別緊急事業ということで25年度事 業を最終におおむね完了したという状況であります。そこから上流の柳川合流までが約 0.6キロ、600メートルほどございますけども、これを広域中小河川改修事業で進 めているということであります。新田橋のかけかえにはまだ4年ほど係りますけども、 橋梁を除く部分は平成28年度事業で完了を目指しているというふうな状況でございま す。以上が実際の事業化されている内容ということで、これが全体で2.8キロと0.6 キロを足しますと3.4キロということで、この3.4キロを除くその上流ですね。この 部分の整備がやはり相見川の合流点まで、いわゆる遊水地のところの近くまでが約1キ 口残っております。また、その上流、赤川の合流とか、また上流の先ほどの倉添橋を含

めて3キロほどが残るという状況になっています。これにつきまして、相見川との合流 以降、菱池遊水地より上流については先ほど申し上げた下流部は10年一の確立の降雨 強度でより高強度の強いものに対しての対応をしていますけれども、その上流については5年一の確立降雨強度に下げまして進めているという整備計画になっております。そういった面では暫定計画も意味しながら、河川整備の実現性を高めていきながら下流から順次進めているという状況でございます。答えになりませんけども、早期整備を県に強く要望しているということでございます。治水対策には巨額な費用が要すということでなかなか早期完了は難しいという状況にございます。そのためソフト施策でございますけども、水防法に基づく水防計画を県が策定しながら市町村連携で水防体制を整えているという状況でございます。また、先ほど申し上げたように河川改修がされるまでの相当の期間については、河川施設の維持管理、草刈りとか浚渫なども、また、河川愛護でお世話になっておりますけれども、そういったものでしっかり対応していくような形で考えておりまして、今台風が近づいておりますけれどもそういった面での水防体制も整えながらソフト施策と連携して取り組んでいくというふうなことで御理解を願いたいと思っております。

以上です。

- ○議長(浅井武光君) 2番、伊與田君。
- ○2番(伊與田伸吾君) ただいま遊水地事業、並びに河川改修関係、また、その上流部の関係につきましていろいろ御説明をいただきました。何にしても遊水地関係につきましては、先ほど答弁の中にもありましたが利害関係者が120名以上にわたるということで大変権利者も多いということでございます。いずれにしても私も在職時代いろいろと遊水地関係につきましては悩まされた現状がございます。そうした中で今建設部長が申されるように期間は要するということでは理解はするところでございますが、十分な地権者との調整の中で早期完了のほうに一つ結びつけていただくように努力をしていただきたいと思ってますが、御答弁は必要としないですが私のほうから一つこのようなことをちょっと思いましたので申し上げたいと思います。

本町につきましては、5万人を目指して躍進する幸田町の都市基盤を整備し、安全で快適な生活環境を確保する上におきましては治水対策は欠くことのできないものであるというふうに思います。遊水地整備を初め、1級及び2級河川の事業主体は愛知県であります。県に対して早期改修整備に向け一層の働きかけをお願いするとともに、怠ることのない利害関係者との調整に一層の御尽力をお願いを申し上げ、私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長(浅井武光君) 2番、伊與田伸吾君の質問は終わりました。

ここで、1点、御連絡申し上げます。

議会運営委員会の委員は、第2委員会室にお集まりいただきたいと思います。 ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 3時02分

- ○議長(浅井武光君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に、5番、杉浦あきら君の質問を許します。 5番、杉浦君。
- ○5番(杉浦あきら君) 議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問してまいります。

まずは、幸田小学校増改築について諸問題を質問いたします。幸田小学校は児童数の増加に伴い、平成20年に校舎増築が行われ、平成25年の職員室等改修工事をもって全ての整備が完了いたしました。しかし、幸田相見特定土地区画整理事業地内における開発により人口が急増し子どもが増加。教育委員会試算の児童学級数の見込みによると平成30年度に30クラスに到達すると予想されています。このような状況を受け、第1回幸田町学校建設準備委員会が平成26年10月に開催されました。このように増改築が終わってすぐにさらなる校舎増築を行わなければならなくなった要因はどこにあるのかを答弁願います。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 前回の幸田小学校の整備は平成18年度からその計画をいたしておりました。平成20年度に校舎の増築以降、順次内部の改造を行いまして平成25年度に全ての計画を終えたものであります。当初計画をいたしました平成18年度の時点では児童数が530人で20クラスでありました。その後、区画整理事業に起因する社会増を考慮いたしましても普通教室が26クラスありました。プラス少人数指導教室2クラス、合わせまして28クラスの整備において当初は対応が可能というふうに考えておりました。しかしながら、この予想を大きく上回る要素といたしましては、区画整理事業地内に住宅建設がされるゾーンもあれば商業地が予定をされるゾーンもあり、それから、高層住宅等の計画がそれ以降具体的になってまいりまして、そうしたビルトリスと言いますか、建築年次がどのような年次をもって進んでいくかというようなことの部分の予測がいま一歩不十分であったというふうに考えております。
- ○議長(浅井武光君) 5番、杉浦君。
- ○5番(杉浦あきら君) 特に、相見土地区画整理事業面積は54ヘクタールという広大な 面積で、計画戸数も3,400戸以上の予定であったという過去に例のない広大な計画 でした。さらには、町内の区画整理において初めてである新駅開業が加わったことが試 算のずれが加速した原因ではないかと思われます。児童数の増加はもっと早い段階で予 想できたのではないでしょうか、お伺いします。
- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 平成25年5月に「学校別児童・生徒、学級数予測」を行いまして、平成30年度の幸田小学校児童数が900人を超えて30クラス規模となり教室不足を生ずる予測が出ました。そのことを受けまして、次年度の26年度の当初予算におきまして北部地区小中学校施設整備基本構想業務ということを発注をしようということにいたしましたのは、先ほど申しましたように区画整理事業の進展をあわせまして人口予測、この北部地区の児童・生徒の伸びというものを改めて再計算、構築をしてまいろうという形で精査を行わせていただいた。そうしたことによって、その業務をもう少

し早く発注をすべきだったなという反省点も持っておりますけれども、こうした状況に おいて正確な数値もつかんでいきたいということも含めまして、若干遅めに資した点は ありますけれどもそうした状況でこれまで進んでまいりました。

- ○議長(浅井武光君) 5番、杉浦君。
- ○5番(杉浦あきら君) いろんなずれができた原因というのはいろいろあると思いますけども、幸田学区に新しく入居した若い人たちの話では、近隣市よりも幸田町が子育て環境がよく、住みやすいまちであるために保育園入園前に子どものいる若い世代の人々が定住したのではないかということを言っておられました。ただし、小学校に入学してからは近隣市に比べ学童保育時間が短い、児童クラブの定員が少ない、部活がないなどの諸問題があるようで、この点は悪評みたいでございました。この件はまた改めて質問してまいりたいと思います。

ただ、幸田小学校を新たな場所に新設する計画は検討されたかどうかお伺いいたします。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 幸田小学校は学区のほぼ真ん中に位置をしておりまして、立地 条件が最もよいところに現在あることも含めまして、その他の土地を求めてというよう な新たな場所に建設する計画は検討をしておりませんでした。
- ○議長(浅井武光君) 5番、杉浦君。
- ○5番(杉浦あきら君) 今回は試算のずれが大きいということと、やはり幸田小学校の周りに空き地がないということで新築は検討できなかったというのが現状ではないかと思います。建設準備委員会の発足から場所の決定まで11カ月、完成まで1年5カ月という短期間になった理由をお聞かせ願います。
- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) こちらの建設準備委員会の立ち上げにつきましても、先ほども申しましたように平成29年4月には教室不足が生じるという想定のもとに、これに間に合わすべく立ち上げをさせていただいた関係で本当に切羽詰まった短期間というような形となりました。29年2月末ごろまでに工事を完了する必要があるということで無理なお願いをいたしたところでございます。
- ○議長(浅井武光君) 5番、杉浦君。
- ○5番(杉浦あきら君) 住民票データと早目の相見地区の開発推計をもっと早くしていればしっかりした計画ができたのではないかと思います。最終的には現在のグラウンドを狭くし、南側に新たに増築する方向で決まっています。運動場に建設することとなった準備委員会ではどのような意見が出されましたか。また、建設準備委員会以外の保護者、学区の利用者、教職員の要望はどのような内容であったかをお尋ねいたします。
- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 運動場にソフトボールのコート2面を確保してほしい。あるいは、運動場の樹木の伐採の移設や遊具の移動等の整備、それから、運動会やマラソン大会等の観覧席のスペースの整備、グラウンドを狭くすることによる学習環境への影響を少なくするよう検討してほしいとの意見が今出されております。これらの委員の方々以

外からの要望をどのように捉えておるかということでございますけれども、建設準備委員会の役員の皆様方は関係各区、それからPTA、教職員の代表の方々から代表されておりまして、そこで出た要望が総意というふうに承っておるところでございます。

- ○議長(浅井武光君) 5番、杉浦君。
- ○5番(杉浦あきら君) 建設準備委員会、教職員、保護者などの意見を尊重し、児童たちが安全で快適な環境で過ごせるように計画していただきたいと思います。

参考までにお聞きしますが、運動場に関して町内 6 小学校の児童一人当たりの運動場 面積は各小学校でどれぐらいでございますか。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 各小学校のグラウンド面積を児童数で割った一人当たりの運動場の面積ということでお答えをさせていただきたいと思います。

まず、坂崎小学校が一人当たり33平方メートル、幸田小学校が11平方メートル、中央小学校が20平方メートル、荻谷小学校が21.2平方メートル、深溝小学校が22.1平方メートル、豊坂小学校が28.8平方メートル、6小学校で平均をということとなりますと20.2平方メートルという計算でございます。

- ○議長(浅井武光君) 5番、杉浦君。
- ○5番(杉浦あきら君) 一番狭い幸田小学校で11平方メートル、広い学校は幸田小学校 の3倍ある坂崎小学校で33平方メートルでした。

文部科学省の学習指導要綱では、子どもたちの生きる力をより一層育むことを目指しています。生きる力とは、知・徳・体のバランスのとれた力、すなわち変化の激しいこれからの社会を生き抜くために確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育てることが大切ですと指導しています。しかしながら、徳・体を育む本年度の5月の大運動会では、狭い運動場で入退場門から児童たちが出入りできない。女子児童全員の綱引きでは、最後尾の児童は道具置き場につかえてしまいそれ以上下がれない。一、二年生のかけっこでは、ゴール後のスペースが十分に取れない。これらの問題を把握していますか。今後の対応をどのようにしますか。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 最近の児童数の増によって運動会の運営に苦慮をされている、 私も開会式後にお邪魔をさせて見させていただいております。しかしながら、面積がも う少し広くなるといいわけでありますけれども今そうした状況下になく、さらにこうし た運営の部分におきましては学校と協議をさせていただき、その対応をさらに詰めてま いりたいと考えております。
- ○議長(浅井武光君) 5番、杉浦君。
- ○5番(杉浦あきら君) 把握しているようであれば、それが具体的にどのような状況を示すのかについても把握するため、6小学校の中で一番狭い運動場で行われた今年度の大運動会を今回だけは町当局者も実情を見ていただきたかったです。保護者の意見として大運動会に観覧席が十分に取れない。学区のソフトボール大会でグラウンドが2面取れるのかなどの意見がありました。これらの問題にどのように対応していくつもりなのかお答えください。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 今後策定予定をしております幸田小学校整備計画の中で具体的な検討を図っていくわけでありますが、現時点での1つの案という形で答えさせていただきたいと思いますけれども、まず、観覧席を設けてほしいという要望につきましては、1階の東部分にピロティー、日陰のような場所を設ける。また、各階のバルコニーから観覧をしていただくような形がつくれないかどうかの検討をしている。それから、グラウンドの活用、2面取れないかというようなことにつきましては、増築されました校舎に軸線を合わせる格好、3塁線を新しい校舎の軸線に合わせる形で面をつくることによって、A面、B面が外野手同士が対面をする部分の干渉部分を少なくするような形がとれないかというような今検討を加えているところでございます。
- ○議長(浅井武光君) 5番、杉浦君。
- ○5番(杉浦あきら君) なるべくいい形で計画していっていただきたいと思います。 保護者の方々は我が子の活躍の場をしっかりと見たいと思っていますので、ゆったり とした中でしっかり見学できる環境を整えていただきたいと思います。特に、児童たち の休み時間は、遊具、樹木の下、うさぎ小屋などの場所でくつろぎ、遊び、ほっとして いますが、場所は限定されています。樹木、遊具がない運動場は殺伐としています。樹

木の移設には時間が係りますので、早急に計画してください。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) ただいまの御意見については本当に私どもも考えております。 樹木の移設、あるいは動物飼育小屋などの移設につきましては、増築工事の前に取りか かる。また、その時期につきましては逸しないような形で準備委員会からの要望も踏ま えまして対応を検討させていただきたいと考えております。
- ○議長(浅井武光君) 5番、杉浦君。
- ○5番(杉浦あきら君) 樹木の移設には時間が係りますので、できることからすぐにでも 始めていただきたいと思います。

現在の計画で校舎が増築されますと職員室から運動場が見づらくなります。工事を始める前に樹木の移設、避難路、防犯カメラ設置などの必要性が考えられます。防犯、セキュリティー対策をどのように対応していくのかをお答えください。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 防犯カメラの増設対応についても幸田小学校整備計画の中で検 討はさせていただきたいというふうに考えています。現状は正門と東門を監視をする防 犯カメラが2基設置してあります。建設準備委員会で決定した案は、職員室からの運動 場の見通しを確保した案でありますけれども、一部死角部分がございますのでそうした 部分をフォローするための追加のカメラの設置についてもあわせて検討してまいりたい というふうに考えております。
- ○議長(浅井武光君) 5番、杉浦君。
- ○5番(杉浦あきら君) 早急に防犯カメラの対応をお願いいたします。平成32年度には 児童数が1,100人を超えると予想されていますので、長期的に考えて早目の計画を 要望します。子どもの視点、子どもの動きを最優先に考え、子どもが主体であるという

ことを念頭に、子どもたちにとって安心・安全な学校整備を進めていただきたい。狭い 運動場で安心してくつろげる場所を確保し、大勢の児童たちが元気よく動き回れる環境 を早急に計画してもらうことを要望し、次の質問に移ります。

北部中学校の校舎増改築などの将来計画と当面の問題についての質問をさせていただきます。

現在の北部中学校では、体育館、武道場の床の改修、特別教室、自転車置き場が足りないなどの問題点があります。生徒数が大幅に増加し教室数が不足するのはいつごろとしているのか最初にお尋ねいたします。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 幸田小学校の敷地につきましては限られておる中の学校整備で ございますが、多くの皆さん方の意見を集約させていただいて、創意工夫を持って対応 をさせていただきたいと考えております。

北部中学校につきましての教室が不足する予測につきましては、平成31年4月、年度で言いますと平成31年度、18クラスとなり教室の不足が現実の問題となってくるであろうという予測でございます。

- ○議長(浅井武光君) 5番、杉浦君。
- ○5番(杉浦あきら君) 北部中学校の増加に対応した整備の時間が必要となるのは平成3 1年ということでまだ十分期間があります。現在は相見地区の人口増加と生徒数の増加 が具体的に試算できる状態となっています。幸田小学校のように校舎増築を繰り返すよ り、この際、新たに新設、移設する案はないのかをお聞きします。
- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 北部中学校の生徒数は平成37年度に生徒が800人の25クラスまで達していくものと予測をしています。今後、さらに建設準備委員会等で詳細を議論させていただく計画を持っております。学校の規模として普通教室が25クラスで適切なのか、あるいは少人数指導用の教室であるとか、特別教室の整備を含めてどのように考えていくか、そうした問題等も含めまして今の倍数の規模となる学校の姿をイメージ、念頭に置きまして計画を検討していかなければならないという思いで、また、さまざまな御意見をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。
- ○議長(浅井武光君) 5番、杉浦君。
- ○5番(杉浦あきら君) 平成37年度には現在の倍の規模の生徒数800人、25クラスになり教室不足が起きると予想されております。新たな学校用地として農地を取得し、農地転用するとしたらどれくらいの期間が係りますか。
- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 農地を取得してということの過程で、まずは大規模な面積をということを考えますと農業振興地域、色が塗ってある農地というような前提でちょっと考えさせていただきますと、2へクタール以上の大規模の面積が集まる中の面積として、2へクタール以上を超えますとまずは農業振興地域の計画見直しの中に乗せていただく必要がある。これが5年に一度ある見直し計画というものに乗せていかざるを得ない。それから、その農業振興地域から除外された後に農地転用等の手続に入っていくという

ようなこと等を考えますと、直近ではその見直しが平成30年度に計画見直しがあるというふうなことでございます。仮に、それに乗せていくということであれば31年3月というようなことのぎりぎりの状況下になるのではないかということでございます。

- ○議長(浅井武光君) 5番、杉浦君。
- ○5番(杉浦あきら君) まだまだ期間がありますので、新たな農地に新築することも検討 をしていただきたいと思います。

現在の北部中学校は市街化区域にありますので、現在の敷地を売却し、新たに農地を取得し、そこに新築すれば建設資金も相当少なくなると考えます。しかも、現在の武道場、体育館の床の修理には億単位の修理費がかかるようであれば、それを新築資金に盛り込み快適な教育環境を新たに提供することができるのではないでしょうか。インターネット情報で2014年8月時点で新校舎1万140平米、体育館1,340平米、プール、屋外便所、ごみ置き場など、総床面積1万2,530平米の大阪府立能勢町立新学校の入札価格は32億4,490万円でした。現在の北部中学校の校舎と総床面積7,380平米、体育館、武道場、2,700平米、その他建物360平米で、総床面積1万450平米の新築予算は30億円前後でできるのではないでしょうか。それと、箱物建設に一石を投じた東京都豊島区新庁舎建設のように税金投入ゼロ円で新築した例があります。全国から注目されています。その後、渋谷区が同様の手法で新庁舎の建設を計画しております。そのように北部中学校の場合は敷地面積3万4,000平米を売却すれば30億円ぐらいになるので税金投入ゼロで新築できるのではないでしょうか。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 新設中学校を仮にということで、その整備費用の工面ということであるわけでありますが、現在の北部中学校の敷地の売却にかかる試算につきまして詳細な検討を行っていない現状では数字を申し上げる段階にはございません。しかしながら、今先進的な事例の中で、いわゆるトータルコストの中でそうした新たな施設を新たな場所に生み出していくという。東京の豊島区の新庁舎では、例えば建物の半分までがその庁舎として使って、それ以上高いところの部分にはいわゆるマンション系のものを複合的に組み合わせることによって建築費用もそうした入居者等の利益によって税金投入が少なく済んだというような事例であったというふうに思うわけでありますけれども、いろいろな発想があって、私ども幸田町に合った方法がさらにあるかどうかも含めました検討をまた今後させていただく必要があるというふうに考えております。
- ○議長(浅井武光君) 5番、杉浦君。
- ○5番(杉浦あきら君) 特に早急に幸田町に合った方法を見出して検討していただきたい と思います。

幸田小学校のようにグラウンドに増築しますと野球、ソフトボール、テニス、陸上などのグラウンドが狭くなり部活動ができなくなります。しかも、生徒数が増大するので新たな部活動を新設しなければ入部できない生徒が多く出てしまったり、特定の部活に生徒が集中し十分に活動ができないなどの問題も発生します。文部科学省の学習指導要綱でも、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する視点から多くの領域の学習を十分に体験させた上で、それをもとにみずからがさらに探求したい運動を選択できるよう

にすることが重要ですと言っています。生徒たちの遊び、部活動を保障し、安全な環境を整えることが、教育委員会、教職員、保護者の務めであると思います。今でも少ない 部活動ですので、新たな部活動を新設する考えはありますか。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 現在の施設の中で、やはり生徒数がふえていくということになりますとやはりいろいろな種目が同じ運動場の上で利用がお互い分割しながらの部活動の実施になったり、それから、本当にボールが飛んできたりだとか、物が当たったりというようなことの安全配慮も考えながら、そうした部活の種目についても生徒数がふえれば部活動の数もふやしていくという検討をしなければならないということになります。先ほどの幸田小学校の件もそうでございますが、グラウンドの面積が一定面積の中でどのような形で安全確保を図りながら生徒のニーズにも答えた部活動を新設していくか、これにつきましても慎重に検討していく必要があると思いますし、この27年4月には男子ソフトテニス部を新たに新設をいたしたところでありますけれども、さらに今後また人数がふえてくるということとなりますので、そうした検討を慎重にさせていただきたいというふうに考えております。
- ○議長(浅井武光君) 5番、杉浦君。
- ○5番(杉浦あきら君) 各部活動の参加生徒数が多いと事故につながる危険性が増すおそれがあると思います。早急に検討していただきたいと思います。

最後に、町長にお願いいたします。部活動を新設すれば各グラウンドが狭くなるので 新たなグラウンドを取得する考えと、それと、新校舎の取得に向け十分な審議を要望し て質問を終わります。

- ○議長(浅井武光君) 町長。
- ○町長(大須賀一誠君) 中学校の全体的な移設の問題という大きな問題だというふうに思います。現在のところ私はそこまでの財力も今ないわけでありまして、現状の中でうまく使えるように配置をしながら進めていきたいなというふうに思っております。グラウンドにつきましても、クラブにつきましても、人がふえるといろんなクラブも欲しいでしょうけれども、その中で十分けがのないような形での運動場を使い、学校のほうでよく調整して使っていただければなというふうに思っております。今のところ新たに移転するつもりはございませんので、一つよろしくお願いいたします。
- ○議長(浅井武光君) 5番、杉浦あきら君の質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

ここで、日程変更についてお諮りをいたします。

明日、9月9日午前9時から本会議が予定されていますが、台風18号の影響により、明日の本会議を午後1時からとしたいと思います。ただし、明日午後1時の時点で台風被害等により開会できない場合は、9月9日は休会といたしまして9月11日金曜日午前9時から本会議をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(浅井武光君) 異議なしと認めます。

よって、明日の本会議は原則として午後1時からといたすことにしました。

明日の台風の状況によっては明日の本会議を休会とし、9月11日金曜日午前9時より行いたいと思います。これに決定をいたしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

本日、一般質問された方は、議会だよりの原稿を9月17日木曜日までに事務局にお 出し願います。

本日は、長時間にわたり大変お疲れさまでありました。

本日は、これにて散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する 平成27年9月8日

議長

議員

議員